

8 7 6 5 4 3 2 1

20

8 7 6 5 4 3

5 4 3

10 9 8 7 6 5 4

10 9 8 7 6 5 4

10 9 8 7 6 5 4

Tanma

3 2 1

5 4 3

5 4 3

5 4 3

0 1 2

1m

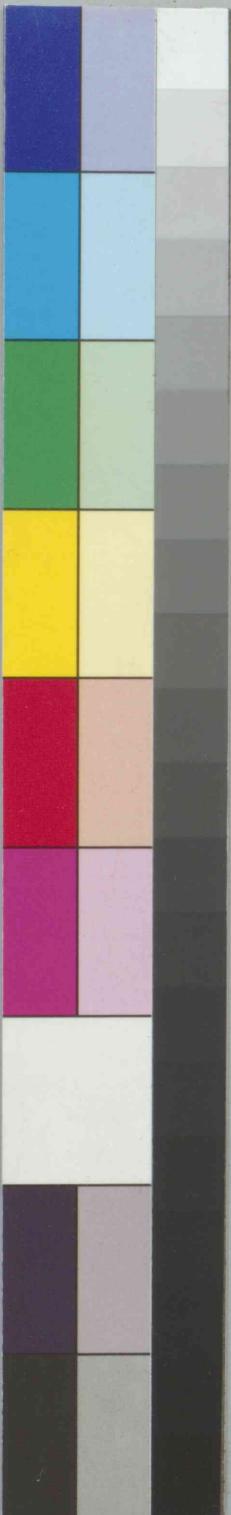
國政研究會

ビトラー内閣の政策
第十編 稅制政策
第一章 ドイツの財政

昭和十一年十一月

N 00

群馬県
中島

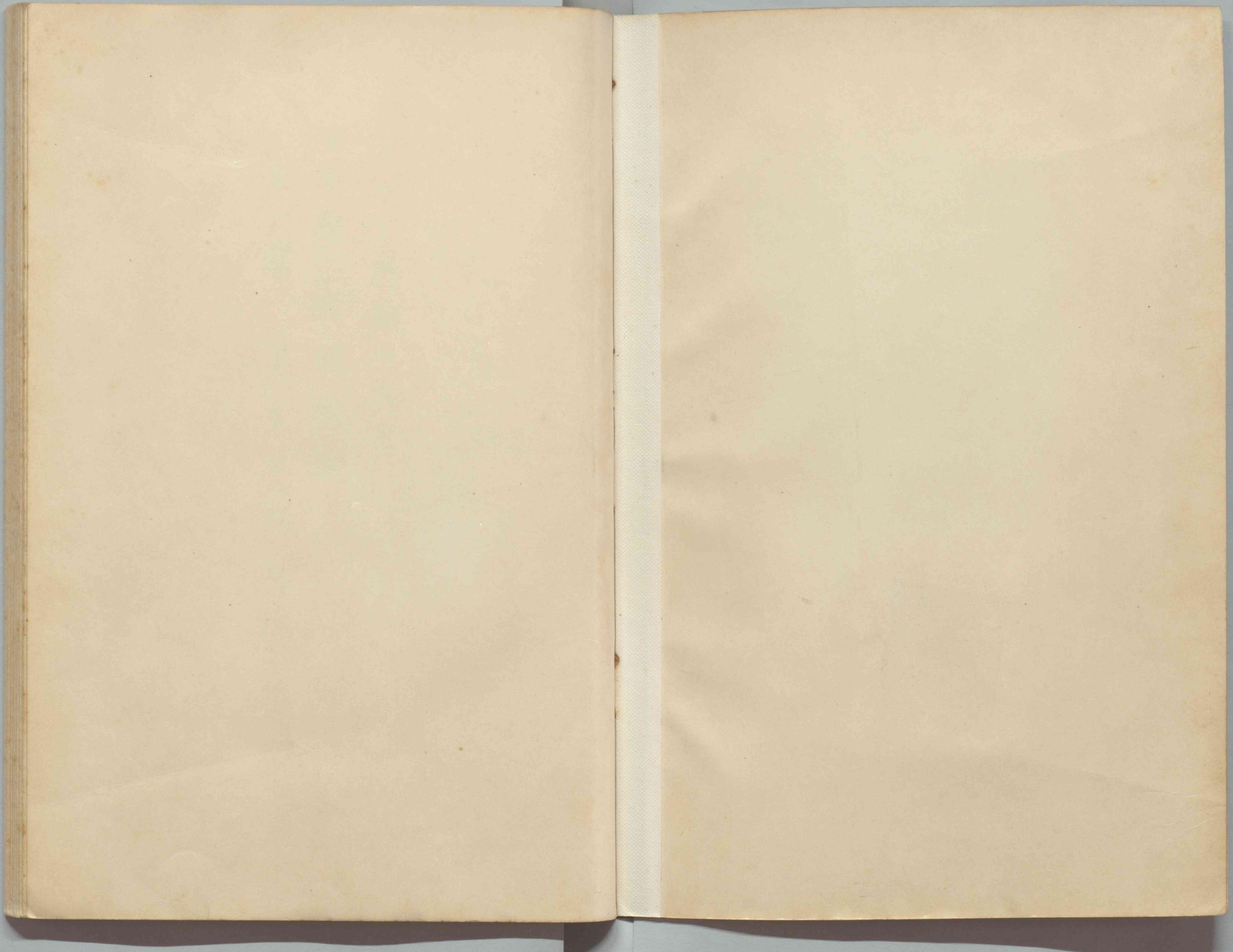


6401

注意事項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話(0272) ⑧3008番



國政研究會

ヒトラー内閣の政策
第十編 税制政策
第一章 ドイツの財政

昭和十一年十一月十六日

目次

第十編 稅制政策

第一章 ドイツの財政

一ナチス以前の財政々策	二
ノ租税收入の減少	二
ノ租税收入(表)	九
ス財政の膨脹	一四
ドイツに於ける全財政(表)	二一
國家全債務(表)	二六
二ナチスの財政	二八
ノ國民經濟の振興	二八
ノ軍備擴張	五〇

3. 歳計豫算及実績

七一

ア、一九三三年一三四年度暫定國豫算

七七

(一) 國豫算施行法

七八

1. 一九三三年一三四年度國豫算

八三

(二) 一九三三年度國豫算施行法

八七

一九三三年度國豫算概要(表)

九五

一九三三年度実績(表)

九七

(三) 一九三四年度國豫算施行法

一〇一

一九三四年度豫算概要(表)

一〇二

(1) 國民經濟振興の既定負担の織込

一一〇

(2) 再軍備費

一一一

一九三四年度実績(表)

一一五

久財政と公債

一一七

エ、一九三五一三大年度豫算

一二九

(四) 一九三五年度國豫算施行法

一三〇

久財政と公債

一四〇

國債現在高(表)

一五五

ドイツの財政に関する立法一覽表

一大一

第十編 稅制政策

ナチスの税制政策に関する根本原則はフェーダーの聲明せる具体的政治の内に其の一端を明示し居れり、即ち財政々策の内の一項として「社會的國民的原則に立つ税制の根本的改革、消費者を间接税の負担より解放し、生産者を拘束的税金より解放すること」と挙げ居れるものこれなり、フェーダーの聲明よりするとときは租税無き國家の実現をその國家的政策の大目的となし居るもの、如し、乍併巨額の賠償金を負担し、經濟恐慌の影響に依りて各種産業は萎微し、失業群の増大せるドイツにありて、國家財政の次第に膨脹するの状態に於て、果して此の租税無き國家を目標とする税制改革が実施し得るや否やは頗る疑向なりしなり、勿論ヒトラー内閣成立以来賠償問題は一方的に之を解決し、利子奴隸制度

の打破につきては、利子負担の軽減、私的資本に對する利潤獲得の制限、産業の進展策、各種社會政策の実施等によりて、ナチスの標語とする「公益は利益に優先す」の最高原則に向つて歩一步近づきつゝありたることは事実なるも、これを税制々度として具體的に実施するためには幾多の難局存在せり、ラインハルト大藏次官が「ヒトラー内閣の財政々策の中心は第一に失業問題の解決に置かれざるべからず」と述べたことに於ても明瞭にて、各種國家的施設に基く國家財政の膨脹と、租税なき國家との実現は、往々にして相異なる二つの方向に向つて進まんとする矛盾せる結果を招来するの虞ありたり、殊にヒトラー内閣以前の増税につぐに増税を以てしたる財政々策の跡を受けたる場合に於て、税制の改正は特に重大なる問題なりしことは當然なり、故にヒトラー内閣の税制政策を説明するに當りては、先づナチス以前の財政状態より記述するの要あり。

第一章 ドイツの財政

一、ナチス以前の財政々策

1. 租税收入ノ減少

一九二九年以降の經濟恐慌の發生は經濟的基礎の薄弱なるドイツ經濟に對し影響する迄最も多く、其詳細は既に各編に於て述べたるを以て省略するが、總つてドイツの財政上に極めて重大なる危機を齎したり、一九二八年一二九年度に於て國及地方税全体を通じ百三十一億八千五百万マルクをりし各種租税收入は、一九三一—三二年度に於て百十八億八千三百万マルクに減少し、更にヒトラー内閣成立の前年度に於ける一九三二—三三年度は百二億二

千二百万マルクとなり、實に一九二八一二九年度に對比する時は
 二十九億六千三百万マルクの激減となりたり、ヘトイツ景氣統計年
 鑑による、從て國の財政は常に赤字狀態を繼續し、國の負債は愈
 く増加するに至り、一九三三年三月三一日に於ける國家の全公債
 總額は二百四十三億四千七百萬マルクに達したり、勿論ナチス以
 前にありても一九二九年頃に至るまでは租税輕減に關する試み存
 在したりしも、恐慌の襲来以来失業救濟費の如きは年々増加し、
 一九二八一二九年度の十四億七百万マルクは、一九三〇一三一年
 の二十七億三千四百万マルク、一九三二一三三年の三十一億四千
 九百万マルクに達し、斯くして愈々減税の企図はドイツ財政々策
 より抹殺せられ、危機脱出のため寧ろ増税に轉化せり、これ即
 ちヒトラー内閣成立に至る迄の狀態にして、一九三〇年度より諸
 税引上の状況を略述すれば次の如し

一九三〇年四月一五日増税法

ビール税七五%増徵、売上税、%引上、鉱泉税新設、磁
 油税新設

一九三〇年七月二七日財政經濟及社會窮迫除去の爲の大統領令
 八千マルク以上の高額所得に対する5%の所得附加税新設
 一九三一年三月三一日に至る迄の所得に適用、官公吏、使用
 人の非常犠牲税を國、郡及市町村の官公吏及使用人、國の資
 本五%以上を支出する企業の吏員及使用人並休職手當恩給
 受領者に對し税率ニ五%として適用、免除矣を年額二千マル
 ク未満に置き、一九三〇年九月一日より一九三一年三月三一
 日に至る間の俸給に課す、独身者所得税一%を新設、一九
 三一年三月三一日迄の賃銀俸給所得二千六百四十マルクを超
 めるもの、其の他は一千百六十マルクを超ゆるものに課す、

煙草税納期繰上

一九三〇年一二月一日財政經濟安定の爲の第一次大統領令
重役所得税附加税一〇%新設、一九三〇年度所得に適用、煙
草税増徴、独身者所得税及高額所得附加税を一九三一年度に
於ても継続適用、尚ほ直接國民所得に影響するものとしては、
官吏及國防省兵士の俸給並その遺族扶助料に対し一九三一年
二月一日より一九三四年一月三一日迄大%の減俸、但大統領
及國務各大臣は最初の三ヶ月間は二〇%を減額し、更に郡及
市町村吏員に準用す。

一九三一年六月五日財政經濟安定の爲の第二次大統領令
危機況の第一として危機勞債税新設、俸給、給料及賃銀等
の非独立的労働收入の受領者にして所得税の源泉課税を受く
る者を納稅義務者とし、所得額を標準として一%乃至五%の

源泉課税を爲す。但所得税法に於ける労銀税を免ぜらるゝ者
及大統領令に依り減俸せられたるものは免除す、第二として
危機賦課税を設け、右の危機勞債税義務者を除く一般所得税
義務者を納稅義務者とし、〇、五%乃至四%課税、此の場合控除所
得額及家族輕減所得額の控除を行はず、所得税の賦課に際して決定を失へられがる所
得及課税年度内に一万大千マルクを超える勤労所得は免除す。
砂糖消費税増徴、売上税納期繰上、七月一日より官吏の俸給
恩給四%乃至八%減額

一九三一年一二月八日財政經濟安定の爲の第四次大統領令
所得税納期繰上、売上税増徴即ち税率〇、八五%より二%に
引上げ、國外逃亡税新設

一九三二年六月一四日失業救濟及社會保險の維持並市町村福利
負担輕減の爲にする大統領令

失業救済課金新設即ち一九三二年七月一日より一九三三年三月三十日の間に取得したる一切の労働所得に対し、五%乃至大、五%を課す。但危機勞債税を廃止し危機賦課税のみと爲す。売上税に於ける免稅及五千マルクの廃止、塩税の復活然るに以上に示したる如き租税制度上に於ける増税策は、國民經濟の不振を深化し、却つて租税收入を遞減せしむるの結果を招来せり。夫れ等の情勢は次に挙げたる各種租税收入表に依りても明瞭なり。

租税收入（単位百万マルク）　ドイツ景氣
ア　國税及關稅　統計年鑑

法人税	個人所得税計	個人の個人所得税他	資本收益税	價銀税	基本税
三八一元	三五三八	一〇・四・一	九四・四	一〇・九四八	一九二六 一九二七 一九二八 一九二九 一九三〇 一九三一 一九三二 一九三三 一九三四
四七八・〇	七八四・四	一・五・一	一三四九	一三四八・〇	一一二七 一一二八 一一二九 一一三〇 一一三一 一一三二 一一三三 一一三四 一一三五
六〇八・三	一〇・九・七	一・五・一	一七〇・七	一七〇・七	一一二七 一一二八 一一二九 一一三〇 一一三一 一一三二 一一三三 一一三四 一一三五
五五八・五	五・三・五・八	一・五・一	一八八六	一七〇・七	一九二六 一九二七 一九二八 一九二九 一九三〇 一九三一 一九三二 一九三三 一九三四
四五〇・〇	四・一・〇	一・五・一	一九四・二	一九四・二	一九二六 一九二七 一九二八 一九二九 一九三〇 一九三一 一九三二 一九三三 一九三四
三〇四・一	三・〇・三・五・八	一・五・一	大八・大	一九四・二	一九二六 一九二七 一九二八 一九二九 一九三〇 一九三一 一九三二 一九三三 一九三四
一〇五・八	二・七・大・〇・七	一・四・三・〇	四・〇・九	七三・〇・一	一九二六 一九二七 一九二八 一九二九 一九三〇 一九三一 一九三二 一九三三 一九三四
一一〇・〇	二・一・〇・〇	一・三・三・二・大	四・六・三	八九九・四	一九二六 一九二七 一九二八 一九二九 一九三〇 一九三一 一九三二 一九三三 一九三四
三一九五	三一九五	一・二・九・三・〇	四・六・三	七七四・八	一九二六 一九二七 一九二八 一九二九 一九三〇 一九三一 一九三二 一九三三 一九三四

砂	煙	草	貨物輸送税	旅客輸送税	保手形險	資本流通税	相續税	臨時附加	財產税	結婚獎勵課金
二八五·一	七一·四	一四三·七	一大三·七	八大·三	一大五·四	七九·七	三五九·四			
二二四·五	七九三·九	一七一·五	一七七·六	一〇一·〇	一四八·七	九七·六	四四一·九			
一五八·二	八七·〇·五	一大八·三	一八五·八	一一一·八	一三一·〇	八二·九	四五〇·八			
一五九·〇	九一四·四	一七六·五	一八七·一	一一三·四	八九·八	九〇·一	五四二·二			
一大九·七	六〇五·八·〇	一四二·五	一七二·七	一〇五·〇	五九·七	八五·四	四五〇·一			
二三八·八	七九三·七	一一〇·七	一四二·一	一〇五·一	三二·八	七七·九	三二八·〇			
二八五·八	七六·〇	八五一	九四·〇	九三·二	二五·四	大二·〇	一三八·七	三三〇·三		
二七九·三	七四二·九	九四·六	八九·四	一〇三·〇	三〇·〇	七三·九	二〇·五	三〇七·三	一六·〇	
三〇〇·〇	八〇二·六	一一七·七	九五·二	一三六·九	四五·五	七三·二	九七	三〇三·四	一六·〇	

危機税	其の他の國稅 ⁽²⁾	小計	ビール稅	鉱泉稅	地租	動力車稅	壳上稅	
一		三九二三·七	二四〇·八			一〇五·三	八七五·八	一九二六
十		四·七三二·九	三六〇·二			一五六·二	八七七·七	一九二七
八		五·三七六·七	三九六·九			一八一·四	一〇〇·〇·一	一九二八
一		五·三〇四·〇	四一一·八			二〇九·五	一〇一·三·二	一九二九
八一·四		五·〇八五五·五	四七三·三			二〇八·九	一九二·七	一九三〇
二二六·三		四·一六九·〇	三六八·三			一九二·七	一七二·一	一九三一
一四一·七		三·三五三·二	二六〇·八			二一·一·大	一五·一·三	一九三二
五七		三·五八〇·五	二四六·一			五五·八	一四·五·四	一九三三
二八		四·四四大·六	二六七·四			五七·七	一四·五·四	一九三四

營業税	家賃税	公民税	地租附加	印紙税	飲料物税	娯樂税	畜犬税	其他地方税	計
大三四四	一四五八七	一六一大九	二〇四、四	一	七三一	七五三	六〇、二	八〇、三	三五七八九
七九三九	一六三〇〇	一六二五〇	二七〇、一	一	六二二	七四、二	五八、五	八六、三	四〇四八二
八九六〇	一五五〇〇	一六七二大	二五八、〇	一	七〇、〇	七五〇	五六〇	八〇〇	四三〇〇〇
九四〇〇	一二七二大	九二五一	二三〇、〇	一	八〇、〇	八〇〇	五五〇	四四二	四三〇〇〇
九五五〇	一五五〇〇	一五六八	四三、四	一	九二三	九二三	七五〇	四五二	四三七〇〇
七四七、四	一五六八	二五〇、〇	六九八	一	四二三	三七五	五五〇	五四〇	四〇五〇三
五四四〇	三五五八	二五〇、〇	五三三	一	三七五	二一四、四	五六九	五四〇	三五二一、二
五三八、四	三九八、三	三五五八	四五四	一	一六五、二	一六九、七	四八三	大九、五	三五七〇〇
五五七、七	九二四七	九二五一	五大二	一	一六三、〇	一六三、〇	四五四	一五四、四	四〇五〇三
五五七、七	九一四〇	三九八、三	五大二	二九〇	一八五、七	一八五、七	三五六	二二三、一	三七三三四六
五五七、七	三九八、三	三五五八	四五四	三二〇	三五九	三五九	三五三	三六一〇九	三六一〇九

卷之二

土地及建物税	九九二·五	一〇八六·一	一一三五·〇	一二〇〇·〇	一四〇五·〇	一三八五·九	一三二〇·四	一三八四·四	一三五九·〇
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

1.
邦及市町村税

2. 財政の膨脹

國民經濟の悪化、財界の不況に伴ひて收入の激減を示すに至る
や、政府も亦中央及地方を通じて経費の節約を行ひたり、ドイツ
景氣統計に掲げたるものに依れば、

一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四
一一二七	一一二八	一一二九	一一三〇	一一三一	一一三二	一一三三	一一三四	一一三五
合計	調整金	—	—	—	—	—	—	—
特 别 收 入	對 外 戰 債	七五九・七	一〇・七三三・〇	一一・四九七・四	一三・一八五・〇	一三・田三七・一	一三・四五五・三	一六・八八三・一
國 全 收 入	—	八八〇・〇	九五八・〇	五六三・八	五六三・八	一〇・二二ニ五	一〇・六ニ一・〇	一一・八九一・五
—	—	大大〇・〇	大大〇・〇	二一七・五	二一七・五	—	—	—
—	—	七〇・〇	七〇・〇	七〇・〇	七〇・〇	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
景氣統計に掲げたるものに依れば	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二九—三〇年度	一一一、八七一、大	百萬マルク	—	—	—	—	—	—

右の表に於て見る如く四ヶ年の間に、人件費の總減額は一億四千七百万マルクに達したり、是等は凡て上述せる官公吏俸給及恩給等の減俸に依りて行はれたるものなり。併中央及地方を通じたる全財政即ち歳入歳出の対比より看る時は、

一九二九年　三〇年度（歳出に対する歳入率）　九六・二%

一九三〇年　三一年度（　）　九七・五

一九三一年　三二年（　）　九八・九

一九三二年　三三年度（　）　九四・八

に當り、増税と歳出の節減を爲したるに拘らず、歳入率は良好ならず、一九三二—三三年度の如きは歳出に對し歳入は僅かに丸四%にして、財政の極めて窮迫せるを示し、換言すれば國の財政の膨脹せることを物語るものなり、而して更に之を他の方面より詳細に検討するに、歳出の斯く歳入に比し増大したるの所以は、

國民經濟の悪化と産業不振の結果につれて、失業群の増大を来たし、之れを救済するためには節減するを得ざる経費の支出嵩みたゞに依る、即ち失業救濟費は次の如く一九二九年—三〇年度以降急に増加せり

百万マルク

一九二九年—三〇年度　一七二五・八

一九三〇—三一年度　二七三四・九

一九三一—三二年（　）　三〇九〇・七

一九三二—三三年度　三一四九・四

而して歳入減少に依る赤字財政を補填し、就中各種社會施設を遂行するためには、最早や増税に依るを得ざるを以て、公債に依存せざるべからず、勿論此の間にありてペーペン經濟計画、引続キテシユライヘル内閣のゲーレケ計画等ありたるも、ドイツの國家

財政を改善するを得ず、また國民經濟を好轉せしむることを得ざりしなり、國家の債務となるべき公債は毎年増發せざるを得ざるの状態に立ち至れり、一九三〇年以來の公債、債券及國庫証券等につき、各年度の三月三一日現在の状況は次の如し。

年 度	全 債 務	前 年 度 に 対 す る 増 減
一九三〇年	ニ一、三一八、五 <small>百万マルク</small>	(+)
一九三一年	二四、〇二二、一	(+)
一九三二年	ニ四、一七七、一	(+)
一九三三年	ニ四、三四七、〇	(+)
四ヶ年間計	一、七〇三、大	(+)

公債類全る國家債務の増加傾向は右の数に現はれたる如く、四ヶ年間に於て実に三十億二千八百余万マルクの巨額に上るが、其の理由は單に公債政策上よりのみ見るときは、旧公債の償却の低

極なるに對し、内外よりする新規公債發行は常に高位なるにあり、換言すれば中央及地方を通じて旧債務を償却するの財政状態に達せざるに對し、各種の施設に要する支出増大し、國家はその租税收入其の他の歳入を以て負担するを得ず、公債の發行に依存するの余儀なきに至れるを示すものなり。

新旧公債の増減率

年 度	旧 公 債		新 規 公 債		前 年 度 に 対 す る 增 減
	旧	新	旧	新	
一九三〇	五、四〇、七 <small>百万マルク</small>	一五、〇〇、九 <small>百万マルク</small>	一五、〇〇、九 <small>百万マルク</small>	一三、四、五 <small>百万マルク</small>	増
一九三一	五、二七、三 <small>百万マルク</small>	一七、九八〇、〇 <small>百万マルク</small>	一七、九八〇、〇 <small>百万マルク</small>	二、九七〇、三 <small>百万マルク</small>	減
一九三二	五、〇、大ニ、大 <small>百万マルク</small>	一八、三七、三 <small>百万マルク</small>	一八、三七、三 <small>百万マルク</small>	一、一〇、五 <small>百万マルク</small>	償却に対する發行
一九三三	四、八五、八 <small>百万マルク</small>	一八、七五、四 <small>百万マルク</small>	一八、七五、四 <small>百万マルク</small>	一、一〇、五 <small>百万マルク</small>	
四ヶ年間計	五四九、大 <small>百万マルク</small>	三、七四五、〇 <small>百万マルク</small>	三、七四五、〇 <small>百万マルク</small>	一、七六、八 <small>百万マルク</small>	

事実問題に於ても右の表は一九三〇年より一九三三年の四ヶ年向く、旧公債の償却は僅かに五億四千九百万マルクなりしに對し、新規公債の増加は約その七倍なる三十七億四千五百万マルクに達し、差引約三十一億九千五百万マルクの發行増となり居れり、併此間に於て若し低利借換等行はれたるものとせば、國家の財政はその強大なる負担に煩はざるゝことなく、同時に金融及資本市場を刺戟して、産業の發達、各種事業の進展に資するを得、國民經濟を改善するを得たりしものとするべきが、此の窮迫し膨脹せる財政状態の儘ヒトラー内閣に引継がるゝに至れリ。

ドイツに於ける全財政 (単位 百万 マルク)

(ドイツ景氣統計年鑑)

計	人件費	一九二六 一九二七 一九二八 一九二九 一九三〇 一九三一 一九三二				
軍事関係費	四、五二〇、〇	五〇八五、六	五、六四四、〇	五、七二〇、六	五、六八三、八	五、一五大、六
貸付金構成	一四一〇、一	一五一三、七	一七〇二、六	一七〇二、六	一五八三、九	一三ニセ、七
建築土地購入等	三、二二四、九	一八六一、二	一七一〇、八	一八一七、五	一八九八、〇	一ニニ四、一
貢償償還費	大、一二六、九	九一八、八	一七七九、二	一七七九、二	一九一五、八	一九一五、八
内外戦債	一七、二〇〇、八	五、九三、一七	一七七九、二	一七七九、二	一九一五、八	一九一五、八
其の他の支出	一八、八〇〇、九	二〇、八〇一、三	二〇、八〇一、三	二〇、八〇一、三	二〇、八七一、六	二〇、八七一、六
計	一七、二〇〇、八	一三〇、九五	一九二九、四	一九二九、四	一九二九、四	一九二九、四

(出)

(出)

歳

入

三二

行政諸收入	一九二六	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二
租税	一〇.七三五.一	一〇.七四〇.三	一〇.七四〇.八	一〇.七四〇.九	一一.〇五八.九	一一.〇七三.〇	一一.〇七三.〇
関税	一九九八.五	一九九八.七	一九九九.一	一九九九.一	二.一五二.八	二.一五二.九	二.一五二.九
國有財產收入	一九二九.四	一九二九.四	一九二九.四	一九二九.四	二.二九〇.三	二.二九〇.四	二.二九〇.四
硬貨鑄造益金	一九四〇.八	一九四〇.九	一九四〇.九	一九四〇.九	二.三四四.四	二.三四四.四	二.三四四.四
貸付金收入	一九四七.八	一九四七.九	一九四七.九	一九四七.九	二.三九〇.三	二.三九〇.三	二.三九〇.三
其の他の收入	一九一九.一	一九一九.一	一九一九.一	一九一九.一	二.一五〇.八	二.一五〇.九	二.一五〇.九
歳入歳出比較	一七.ニ八五.六	一七.ニ八五.六	一七.ニ八五.六	一七.ニ八五.六	一.一〇四.六	一.一〇四.六	一.一〇四.六
計	八四.八	八四.八	八四.八	八四.八	一.一〇四.六	一.一〇四.六	一.一〇四.六
歳出対歳入率	一〇〇.四	九九.八	九九.八	九九.八	九九.八	九九.八	九九.八

右の内

國の歳入歳出

歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
歳入歳出比較	(+) 一二〇.一	歳入	三.五七六.六	歳出	三.六九八.八	歳入	三.六九八.八
歳出対歳入率	(%) 九六.七	歳入	三.九四一.七	歳出	三.九八七.一	歳入	三.九八七.一
歳入歳出比較	(+) 二五.三	歳入	四.一四四.三	歳出	四.一八四.三	歳入	四.一八四.三
歳出対歳入率	(%) 九九.四	歳入	三.九九九.九	歳出	三.九九三.七	歳入	三.九九三.七
歳入歳出比較	(+) 一四八.九	歳入	一.一〇四.九	歳出	一.一〇四.九	歳入	一.一〇四.九
歳出対歳入率	(%) 九六.四	歳入	一.一〇四.三	歳出	三.九二七.六	歳入	三.九二七.六
歳入歳出比較	(+) 一〇.四.三	歳入	一.一〇四.三	歳出	三.四九四.八	歳入	三.四九四.八
歳出対歳入率	(%) 九七.四	歳入	一.一五五	歳出	二.八四五.四	歳入	二.八四五.四
歳入歳出比較	(+) 九八.二	歳入	一.一五五	歳出	二.九六〇.九	歳入	二.九六〇.九
歳出対歳入率	(%) 九六.一	歳入	一.一五五	歳出	二.九六〇.九	歳入	二.九六〇.九

郡の歳入歳出

歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
歳入歳出比較	(+) 一二〇.一	歳入	三.五七六.六	歳出	三.六九八.八	歳入	三.六九八.八
歳出対歳入率	(%) 九六.七	歳入	三.九四一.七	歳出	三.九八七.一	歳入	三.九八七.一
歳入歳出比較	(+) 二五.三	歳入	四.一四四.三	歳出	四.一八四.三	歳入	四.一八四.三
歳出対歳入率	(%) 九九.四	歳入	三.九九九.九	歳出	三.九九三.七	歳入	三.九九三.七
歳入歳出比較	(+) 一四八.九	歳入	一.一〇四.九	歳出	一.一〇四.九	歳入	一.一〇四.九
歳出対歳入率	(%) 九六.四	歳入	一.一〇四.三	歳出	三.九二七.六	歳入	三.九二七.六
歳入歳出比較	(+) 一〇.四.三	歳入	一.一〇四.三	歳出	三.四九四.八	歳入	三.四九四.八
歳出対歳入率	(%) 九七.四	歳入	一.一五五	歳出	二.八四五.四	歳入	二.八四五.四
歳入歳出比較	(+) 九八.二	歳入	一.一五五	歳出	二.九六〇.九	歳入	二.九六〇.九
歳出対歳入率	(%) 九六.一	歳入	一.一五五	歳出	二.九六〇.九	歳入	二.九六〇.九

市町村及市町村組合歳入歳出

二四

年 度	歳 出	歳 入	歳 出 対 歳 入 率 (%)
一九二大 ニ七	六四三七四	七一〇六一	一一八
一九二七 ニ八	六三八六八	七一二八五	一一七
一九二九 ニ九	七五四〇六	七五八三九	一一九
一九三〇 三〇	八〇三〇四	七七一三一	一二〇
一九三一 三一	八七三二九	七三二五四	一二一
一九三二 三〇	九〇三一三	九〇三一三	一二一
一九三三 三一	九八九	九八九	一二一
一九三四 三一	九六六	九六六	一二一
一九三五 三二	九五八	九五八	一二一
一九三六 三二	九一六	九一六	一二一

次いで國の郡及市町村に対する交附金並失業救済費は次の如し

郡及市町村に對する國交附金（單位百万マルク）

年 度	交 附 金 額	年 度	交 附 金 額
一九二五 二五	二、六二九・五	一九二五 二五	二、五四一・五
一九二六 二六	一九二六 二六	一九二六 二六	一九二六 二六

一九二七 二七	一九二七 二七	一九二七 二七	一九二七 二七
一九二八 二八	一九二八 二八	一九二八 二八	一九二八 二八
一九二九 二九	一九二九 二九	一九二九 二九	一九二九 二九
一九三〇 三〇	一九三〇 三〇	一九三〇 三〇	一九三〇 三〇
一九三一 三一	一九三一 三一	一九三一 三一	一九三一 三一

失業救済費（單位百万マルク）

年 度	失業保険 に依るもの	失業保険	危機救済	利給認福	未確認福利 給與失業救済	失業及 危機追加	困窮労働者	計
一九三〇 三一	一八四〇六	一八四〇六	一八九一	一一大六〇	一一大六〇	一一大六〇	一一大六〇	四一一大三
一九三一 三〇	四五九三	四五九三	一八九一	一一五四	一一五四	一一五四	一一五四	四一一大三
一九三二 二九	三五七七	三五七七	一八九一	一二三八	一二三八	一二三八	一二三八	四一一大三
一九三三 二九	四八三一	四八三一	一九二七 一一二八	一九二七 一一二八	一九二七 一一二八	一九二七 一一二八	一九二七 一一二八	四一一大三
一九三四 二九	一九二九 一一三〇	一九二九 一一三〇	一九二九 一一三〇	一九二九 一一三〇	一九二九 一一三〇	一九二九 一一三〇	一九二九 一一三〇	四一一大三
一九三五 二九	一七二五八	一七二五八	一七二五八	一四〇七四	一四〇七四	一四〇七四	一四〇七四	三七三四九
一九三六 二九	一九二九 一九二九	一九二九 一九二九	一九二九 一九二九	一九二九 一九二九	一九二九 一九二九	一九二九 一九二九	一九二九 一九二九	三七三四九

年	次	失業保険に依るもの	危機救済	利給認福	未確認福利	失業及危機追加	因窮労働者
一九三一	一一三二	一二八八〇	九〇五二	八六一七	一一九〇	一	三〇九〇七
一九三二	一一三三	八七一、一	八八五六	一二三三・五	一一一、一	四〇二	三一四九四
一九三三	一一三四	三六〇・八	七七九・二	九七四七	一一一、一	四三四	二三七九二
一九三四	一一三五	三七八六	五三五・九	五四〇・〇	一七四・七	三一四	一〇・七
一九三五							一一大七一、三

尚ほ國家の債務は次表の如し

國家全債務（各年三月末現在）

小計	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
証券及國庫証券	五、七二二・一	五、五五七・六	五、四〇七・六	五、三七三・一	五、〇六三・六	四、八五八・〇
小計	六、八九五・七	六、六〇五・二	六、三・八・八	五、〇四二・一	五、八〇三・八	五、五九二・三
合計	一四、五九八・六	一八、一五九・二	一八、一五五・〇	一五、〇〇九・七	一五、〇二一・九	一四、三四七・〇

新規公債	外長期	中外長期	中短期	内地	中國	小計	合計
一九二八年	一九一七・三	一九一七・三	二三九・一	二一八三・二	三、三大三・三	七、七〇二・八	一四五九八・六
一九二九年	一一〇〇・七	一一〇〇・七	二一〇・八	一九二・八	五、〇七五・四	一、一五五・〇	一八、一五九・二
一九三〇年	二〇五五九	二〇五五九	五三九・二	一五、〇〇九・七	六、三九二・七	一一、五五六・〇	一八、一五九・二
一九三一年	三九六三・六	三九六三・六	八三五・六	一五、〇二一・九	七、四八七・五	一、一三一八・五	二一、三一八・五
一九三二年	四八五八・〇	四八五八・〇	七九二・八	一七、九八〇・〇	五、六九三・三	二四、〇二二・一	二四、〇二二・一
一九三三年	三七九一・九	三七九一・九	六八八・三	一八、一七七・一	五、八九一・一	一、一七七・一	一、一七七・一

備考 以上各表はドイツ景氣統計年鑑に依る

二、ナチスの財政

三

1. 國民經濟の振興

ヒトラー内閣は既に述べたる如く政治的、經濟的更に深刻なる精神的苦惱の中に出発せり。戰敗國としての貢大なる賠償金及その後の多大なる外債の負担の外に一九二九年秋ウオール街に始まる世界不況の下にありては、ドイツの經濟は最も甚だしき影響を受け、工業國ドイツの輸出貿易の不振は國內生産の減退を来たし、次の表の如く一九三二年に至るまで一途に低下へと辿りつたり。

國內生産（一九二八年を100とし）

年 度	生 產 財	消 費 財	計
一九二九	一〇二・四	九六・六	一〇〇・一
一九三一	一〇ニ・四	九三・〇	一〇〇・一

一九三四	七六・一	五大・一	八四・三
一九三三	九三・〇	八〇・〇	九一・〇
一九三二	八四・一	七四・一	八一・七
一九三一	五八・三	四七・三	六二・三
一九三〇	八ニ・九	六五・七	五八・〇
一九二九年	一八九二千人	一八九二千人	一八九二千人
一九三〇年	三〇・七六	三〇・七六	三〇・七六
一九三一年	四・五二〇	四・五二〇	四・五二〇

右の結果は失業群の増大、國民所得の減少、貯蓄と消費の減退、物價の下落へと循環し、その破綻窮乏の跡を引受けたるヒトラー内閣なりしより、試みに失業者数及國民所得の趨勢を示せば次の如し。

失業者数

一九二九年	一・八九二千人
一九三〇年	三〇・七六
一九三一年	四・五二〇

一九三二年 五五七五千人

一九三三年 四八〇四

三〇

國民所得

		全 所 得		一九二九		一九三〇		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四			
		農	工	五四八七	四九五〇	七〇、二二三	五七、四五八	四五、三七五	四、三七五	四五、二六六	四五、四八九	五六、四五四	五、一二〇	四、二一〇	三、八五八	四、九〇〇	三、九、五〇三
一人當り	其の他	勤	商	勞	工	四三、〇四五	三九、八五一	三三、三七八	二五、七一一	大、〇〇〇	六、〇〇〇	五、二一〇	五、一二〇	四、九〇〇	大、九〇〇	三、九、五〇三	
一一・八七	一一・八七	一五、六四九	一五、四七二	三九、八五二	三三、三七八	二五、七一一	二五、九八〇	九、八七九	八、九二	八、八九	九、九七	九、九七	九、九七	九、九九	九、九九	九、九九	
一一・八七	一一・八七	一一・八七	一一・八七	九、九五〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	
一一・八七	一一・八七	一一・八七	一一・八七	九、九五〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	
一一・八七	一一・八七	一一・八七	一一・八七	九、九五〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	

斯く國民經濟の不況にして深化し行くの際、國家財政も亦悪化せざるを得ず、然かもナチス以前の財政歳入は租税收入特に所得税、売上税及諸消費税に依存したるため、生産と所得と消費との減退は歳入の減退となりて現はれ、更に失業の増大に伴ふ社會費支出の過増を、租税の増徴に俟ち、或は他の歳出節減に依りたるも、國庫は年々悪化して國家債務の増大となりたることは、前項に於て述べたる如き、此の状勢を打開せんとしてヒトラー内閣の執りたる政策は、先づ國民經濟の振興に置かれたり、國民經濟振興につきて実施されたる諸政策の内容は、既に本調査の各編に於て具体的に説明したる如きを以て、茲に於ては重複の虞あるも再び財政々策としての方面より説明すること、すす、言ふ迄もなくナチス以前の財政々策は國民經濟の振興を度外視したる消費的財政に過ぎざりしが、ヒトラー内閣の執らんとしたる消費

生産的信用を主体とする歟政々策にして、その間多少の犠牲を拂ふことあるも、國家歟政を健全化せんが爲の政策なりしより、故に國民經濟の振興は健全歟政の基調を爲すものなり。斯くして第一に試みられたるものには、所謂ラインハルト計画として知られたる大規模なる授職政策の実施なり、これを國家的に規制したものは既に社會政策編に於て述べたる第一次及第二次失業減少法なりとす。勿論結果的に見るときはナチス以前にありても失業救済策は存在したりしも、それ等は單なる救済及給與に留まりて、積極的の授職作業に非うざりしより、只だ形式的にはヒトラー内閣に於ても之等のナチス以前に行なれたる諸計画を引継ぐに至りたるを以て、財政的負担となれることが事実なり。今ヒトラー内閣の引継ぎたる國及公法的諸機關の行ふ國民經濟振興措置と、ヒトラー内閣自身に於て計画せるものとを合したる歟政上の負担を總

括的に述べれば次の如し計画

(1) 國家の措置

(ア)

一九三三年一月三十日前次定のもの
郊外小住宅建設(一九三一年十二月第一次建設割當)

四八
百万マルク

住宅修繕利子補給(一九三二年三月)

ハイペン計画(一九三二年六月)

郊外小住宅建設(一九三二年七月)

住宅修繕補助金

自己住宅建設貸付(一九三二年九月)

ケーレケ緊急計画(一九三三年一月)

住宅修繕補助金

五〇

二〇

五〇

二五

小計

八八三

(1)

一九三三年一月三〇日以後決定のもの

郊外小住宅建設（建設割当）

一九三三年三月

一〇〇

パー・ペン計画追加（一九三三年二月）

一〇〇

ゲーレケ緊急計画追加（一九三三年七月）

一〇〇

第一次ラインハルト計画（一九三三年七月）

一〇〇

貸付金及補助金

一〇〇

日用品購買証券

七〇

第二次ラインハルト計画（一九三三年九月）

一四〇

建築補助金

五〇〇

利子補給証券

三〇〇

小計

三〇〇

(2) 公法的諸機関の措置

（略）

國鐵道會社

九九一

國遞信事業

一一一

國自動車會社

三五〇

國職業紹介及失業保険局

四八一

自己住宅建設貸付

七

土地開拓

五六八

合計

二〇二七

即ちヒトラー内閣は一九三三年一月三〇日に成立以来二ヶ年半

の間に、五十億マルクを突破するの莫大なる支出を爲し、國民經濟の振興と刺戟と共に役立たしめんとせり。これ等の巨額なる経費を歳入歳出の不均衡を大ならしめつゝある國庫状態に於て、如何にして支出せらやはヒトラー内閣の財政を考究するに於て最も興

味ある処なり、元末租税國庫取得分は本章の冒頭に於て示したる如く、激落の一途にあるを以て普通歳計の收入に於ては到底支弁するを得ず、又公債の應募に因らんとせば、當時の長期資本市場は著しく高率にして、他方國民經濟の不振は國民所得と國民貯蓄とを減退せしめつゝあり、次の表に於ても明瞭なる如く、起債の途も亦塞がれ居たりしものなり

貯蓄（貯蓄金庫）状況

年 月	貯 蓄 預 金	振 替 残 高
一九三一年三月	一〇、二〇、四四	一、七六八、六
一九三一年九月	一一、〇、七四	一大八〇、大
一九三一年十二月	一一、〇、七四	一、四九二、九
一九三二年九月	一、四七九、四	一、四九二、九
一九三二年六月	一、四九五、一	一、三六五、一
一九三三年三月	一、四八〇、〇	一、三六五、一
一九三三年九月	一、三九一、七	一、三六五、一
一九三四年三月	一、三九一、七	一、三六五、一
一九三四年九月	一、三九一、七	一、三六五、一
一九三五年三月	一、三九一、七	一、三六五、一
一九三五年九月	一一、〇、五〇、八	一、三六五、一
平 均	一一、〇、五〇、八	一、三六五、一

年 月	貯 蓄 預 金	振 替 残 高
一九三二年三月	九、九五〇	一、五四一〇、五
一九三二年九月	九、八〇、〇	一、四五九、五
一九三三年三月	九、八〇、〇	一、四五九、五
一九三三年九月	九、八〇、三	一、四五九、五
一九三四年三月	九、八〇、三	一、四五九、五
一九三四年九月	九、八〇、三	一、四五九、五
一九三五年三月	九、八〇、三	一、四五九、五
一九三五年九月	一一、〇、五〇、八	一、三四九、二
平 均	一一、〇、五〇、八	一、三四九、二

利子歩合（公的機関）

三

年	月	日	步	月	貸	利	率	四½% (大%) 抵當証券利廻
一九三一年 三年 月	平 均	五、三一	五、三一	九月	七、〇七	七、〇四	一	七、一一大
一九三二年 月	平 均	八、四五	八、四五	一二月	九、一	九、一	一	七、二二八
一九三三年 月	平 均	八、三七	八、三七	九月	九、五九	九、五九	一	七、一一大
一九三四年 月	平 均	七、五〇	七、五〇	大月	八、七一	八、七一	一	七、一一大
一九三五年 月	平 均	五、八七	五、八七	五月	七、四八	七、四八	一	七、一一大
一九三六年 月	平 均	五、九几	五、九几	大月	六、四八	六、四八	一	七、一一大
一九三七年 月	平 均	五、二三	五、二三	一二月	五、七八	五、七八	一	七、一一大
一九三八年 月	平 均	五、一二三	五、一二三	九月	五、九〇四	五、九〇四	一	七、一一大
一九三九年 月	平 均	五、一二	五、一二	大月	五、九八	五、九八	一	七、一一大
一九四〇年 月	平 均	五、一九	五、一九	五月	七、八六	七、八六	一	七、一一大
一九四一年 月	平 均	五、一八	五、一八	大月	八、九八	八、九八	一	七、一一大

					大月
一九三〇年月	平 均	一二月	五月、一、大	五、七、九	五、一、一
一九三四年	四、大八	五、一、一	五、一、四	五、七、九	五、七、九
一九三九年	三、四、九	五、一、一	五、六、九	七、大八	七、大八
	三、五、七	五、七、八	五、七、九	七、大八	七、大八
	四、七、四	七、二、八	七、二、八	七、大七、〇	七、四、九
	大、大四	大、大四	大、大四	大、大四	大、大四

ナチス政府は長期市場の恢復を待つの余裕なく、國民經濟振興策を短期信用を以てその財源を賄ふの方法に依りたり。勿論短期信用を以て財源を捻出するの手段は、其の一部をナチス以前の内閣に於ても之を見出すことを得、ハーベン計画にありては、公共事業の主体に對し物資を供給するものは商業手形を派出し、事業主体の裏書を受けたる後之を市中銀行に於て割引させ、銀行は更に國銀行に於て之の再割引を求める、國庫は右の手形に對する

保証義務に基きて方針中より之を償還し、然る後事業主体より年賦償還を求むるの仕組をとり、其の後のゲーレケ計画にては特殊なる租税証券の発行により國は單に保証を約するに止らず、該証券を担保として國銀行に寄託し、償還毎に担保証券の返済を求め銷却するの方法に依りたり、而してヒトラー内閣の財源は極めて厖大なるものなりしが、十億七千万マルクを要したる第一次ラインハルト計画にては、十億マルクを労働國庫証券の発行により、七千万マルクは日用呂購買証券の公布に依れり、日用呂購買証券は直接一九三三年度の豫算に依り償還せられ、第二次ラインハルト計画の経費は建物修繕補助金五億マルクを一般歳計中より支弁すると共に、利子補給の目的を以て三億六千万マルクの利子補給証券を発行し、大ヶ年に亘る後年度豫算中より毎年六千万マルク宛計上銷却すること、せり、一般に之を「見えざる豫算」と稱せ

らるゝものなり、是等の實際上に於ける手続は、社會政策へ第一編（授職）（第一章）に説明せる如くあるも、財政上の問題として中心となれる労働國庫証券の仕組を記述す。

十億マルクを限度として發行せられたる労働國庫証券は、先づその値下りを防ぐために毎年四分の割増を付し、一九三四年度以降五ヶ年間に五分の一完償還せらる、國は該証券をドイツ公共事業會社、ドイツ土地建物銀行、ドイツ住宅銀行及ドイツ・レンテンバンク、クレデット・アン・シユタルト等の公共信用機関に交付し、かくして該機関は更に之を國銀行に寄託す。元來第一次ラインハルト計画は公共團體に於て土木事業を行ひ、國は之に貸付金乃至は補助金を交付するものなるが、交付金は直接公共團體に手交せらるゝことなし、然るに國労働大臣は公共團體の提出したる事業目論見書を認可すると共に

事業は直ちに開始せらるゝ爲め、現金をき事業主体は事業の支拂を凡て手形に依る、斯くて事業主体より註文を受けたる土木業者は支拂を受けたる右手形即ち労働雇傭手形を必要に應じて振出し、前記各公共信用機関の引受を求め、事業當事者の裏書を受けたる後、之を市中銀行に於て割引^{シテ}以て請員代金を回収す、當時は既に示したる如く經濟界の沈滯せるの時期なりしき以て、市中銀行は國庫の保証と國銀行の再割引適格とを有する此の優良手形を喜んで割引き、預金債務の担保とをし、資金の必要生ずる毎に之を國銀行に於て再割引を受けたり、以上は要之労働國庫証券を担保として國銀行は融資を爲したると同一にして、更に労働雇傭手形は三ヶ月間を満期とするも、四回の切換を許容せらるゝを以て、振出の日より十五ヶ月を経過したる後、國の一般會計により償還せら

れ、償還額に應じて担保發行たる労働國庫証券もその額だけ回收銷却せらるゝ尚公共團体に對する貸付金は平均二十余年を以て割賦として國に償還せらるゝ即ち此の事業貸付の返還金、結婚獎勵貸付の返還金及國民的労働促進寄附金は労働國庫証券償還の担保として設定せられ居る訳なり。

以上に依りヒトラー内閣の事業資金調達の一般は明瞭となり、それが更に金融及資本両市場を潤したることを示すものゝろが、「見えざる豫算」の意味は、國は右の如く國銀行より短期信用を得て大規模なる國民經濟振興策を実施するも、直接豫算の上に現はるゝものに非ず、事業は國の方針に依り遂行せられ居るも、此の間その效果の顯現したる程度により、即ち歳出入の改善するを待つて之を償還せんとするが爲めより、それ故資金調達の方面よりするときは、これを「事前金融」若くは「中間金融」と呼ばる。

直接一般會計に依りたるものと、石中間金融調達に依りたるものとを、國民經濟振興措置経費に於て分類すれば次の如し。

	一九三三年一月三〇日以前の措置						中間金融調達		一般會計支出	
	郊外小住宅建設	住宅修繕利子補給	郊外住宅建設	住宅修繕補助金	自己住宅建設貸付	ゲーレケ緊急計画	五〇〇	二〇	五〇	四八ハク
一九三三年一月三〇日以後の措置										
計	一八八八	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

	郊外小住宅建設	
ハーベン計画追加	一〇〇〇	
ゲーレケ緊急計画追加	一〇〇〇	
第一次ラインハルト計画	一〇〇〇	
第一次ラインハルト計画	一〇〇〇	
賃付金及補助金	一〇〇〇	
第二次ラインハルト計画	一〇〇〇	
日用呂謹買証券	七〇	
建築補助金	三六〇	
利子補給証券	一一三五	
計	一八八八	一〇〇〇

右の表の内十八億八千八百万マルクの中間金融は、ドイツ公共事業會社以下の公共信用機關に於て引受けせるものなるが、その割合は一九三四年度分に至るもの迄は左の如くして行はれ

恰も當該年度内に支出せられたるが如く計上し、短期債務の銷却として國債務の部門中に計上せられざる点に異議を認むるのみ、乍併何にしても歳出項目中に組入れらるゝ金額は、夫々の計画の決定せられたる當時より既にその支出は豫定せられ、短期信用によりその間の支出計上を繰延べたる事に過ぎず、これ既定負担たる所以にして、豫算に豫定せらるべき基礎となる事業年度別割當負担は次の如し。

見えざる豫算といふも、國が一時短期信用を以て融資したる以上は、之を後年度の一般會計に於て計上銷却せざるべからず、唯だ豫算に計上するに當りては、事業の直接名稱に依らず、その使用目的に従ひ労働者所管労働雇傭費及住宅建設費等の項目中に、

引受豫定額		引受承認額		引受額		清算額	
ド イ ツ 公 共 事 業 会 社 建 物 銀 行	ド イ ツ 土 地	二 一 九 八	二 一 九 八	一 一 一 八	三 三 六 六	一 一 九 二	一 一 五 五
ド イ ツ 住 宅 銀 行	シ ク ユ タ ル タ ン ト ン バ ン ン	五 三 〇	三 三 八 〇	二 一 九 八	二 一 九 八	一 一 一 八	一 一 九 八
一 八 八 七 八	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	一 一 一 八	一 一 一 八	一 一 一 八	一 一 九 八
一 八 三 四 八	二 〇 〇	二 〇 〇	二 〇 〇	一 一 一 八	一 一 一 八	一 一 一 八	一 一 九 八
五 一 〇	(約) 五 〇	(約) 五 〇	一 一 〇	八 三	八 三	一 九 二	一 九 二
五 七 五 八	(約) 一 一 五	(約) 一 一 五	一 〇 〇	一 四 五 二	一 四 五 二	一 九 二	三 八 九 九
九 〇 九 七	三 五	三 五	一 八 五	一 五 五 五	一 五 五 五	一 四 五 八	五 八 大 四
一 五 三 六 五	二 〇 〇	二 〇 〇	二 八 五	三 〇 九 〇	三 〇 九 〇	一 大 五 〇	一 〇 一 四 〇

		第一次ラインハルト計画		同手数料		租税証券償還		一九三三年度		一九三四年度		一九三五年度		一九三六年年度		一九三七年年度		一九三八年年度		計	
		券 用 償 還	労 働 國 庫	手 数 料	券 用 償 還	手 数 料															
計		一四三〇	四五〇	七〇	一	三〇〇	二四二〇	二四二〇	二四三〇	二四三〇	一四〇〇										
		大五二五	二〇〇	四一〇	一	二四二〇	二四二〇	二四二〇	一六〇												
		ハニ五〇	七五九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	ハ。
		七五九〇	七五四〇	七五四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇〇
		七五四〇	七四九〇	七四九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇〇
		七四九〇	七四九〇	七四九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇〇
		三八八五	一三三〇	五〇	一五〇	一五〇	一〇〇〇〇〇														
		一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	六〇〇〇〇

備考、租税証券は中間金融に入りざるも、後年度租税収入中より之を控除せよ、點に於て既定負担の計算に含まるべきものとせり更に國家以外の公法機關に於ける融資方法は國職業紹介及失業保険局に在りて當該年度の一般會計により経営しつゝある外、其の他は主として國と同様中間金融の方法に依り居れり。

		中間金融調達		自己資金支出			
		國鐵道會社	國自運信事業	國自動車會社	國鐵道會社	自己資金支出	計
上地用	拓	一	一	一	一	一	
		五八	七	五八	七	五八	
		五八	七	五八	七	五八	

今その中間金融の循還的経過を例示すれば、國鐵道會社、如きにありては、ハーベン内閣當時の租税証券制度に依る運輸税拂戻の結果、約一億八千万マルクの租税証券を取得したるため、それによりて労働雇傭を行ふこととなり、先づ証券を以て資金を獲得するため四分の一拂戻、資本金一千万マルクの國鐵道資金調達會社を設立し、之を引受人として國鐵道會社の裏書ある労働雇傭手

形を、ドイツ交通銀行に於て割引かしめ、更に國銀行にて再割引
爲し得るものとせり、尚右の手形は國鐵道會社が租稅証券を以て
現実に納稅に代へ得る迄再三切換を行ひ、その支拂を延期したる
代替納稅の結果生ずべき決算の剰余を以て償還すること、定めた
るものなり。此の關係は國遞信事業と國遞信事業資金調達會社、
國自動車道路會社と國自動車需要調達會社との間に於ても同様に
行はれつゝあるものなり、之を要するに以上に述べたる如き國民
經濟振興費は、ヒトラー内閣の財政に於て重大なる要素を占めつ
ゝあるものなり。

2. 軍備擴張

國民經濟の振興に亘りて、ヒトラー内閣成立以来財政上に大なる
変化を及ぼしたるものは軍備の再擴張なり。一九三〇年二月二
五日のナチスの綱領に於て、「吾人は民族自決権に基き總てのド

イツ人を糾合して大ドイツ國を建設せんことを期す。ニ、吾人は他
民族に対するドイツ民族の平等の権利並びエルサイユ平和條約及
サン・ゼルマン平和條約の廢棄を期す。ニ十二、吾人は傭兵制度の廢
止と國民軍の編成とを要求す」と述べ、更にフェーダーの聲明によ
りても、其の軍事政策の項に於て「自由なる各ドイツ國民に武
裝權を與ふることに依る國民の武装、傭兵制度の廢止、嚴格なる
階級的訓練に基く職業的將校團の下に祖國防衛の爲の國民軍の創
設」を公表して居れり、斯くてドイツ第三國家は著々と軍備擴
張へと準備を進めたり、即ちヴエルサイユ平和條約に依るときは、
戰敗國なるドイツは

- (1) 陸軍を二箇軍團即ち歩兵七箇師團及騎兵三箇師團^を最高限度
と定し、將校及補充部隊を加へて總數十万を超過するを得ず、
用兵作戰を司る參謀本部又は之に類似する機關も亦設置す

るを得ず、兵器彈薬につきてはその種類と数量とを附表を以て嚴重に制限し（附表略す）、加之窒息性、毒性瓦斯其の他一切の液体材料の考案、使用、製造及輸入を禁じ、ライン河以東五十料以内には一切の築城工作を禁止し、一般的義務兵役制度を廃止し、下士卒の服務期間を十二年とし、陸軍の人的物的諸施設を嚴重に制限す。

(2) ドイツ海軍常備兵力は旧ドイツユランド型又はロートリシゲン型戦艦六隻、軽巡洋艦六隻、駆逐艦十二隻並水雷艇十二隻に限定し、潜水艦の建造を嚴禁す。代艦建造は装甲艦一万噸、軽巡洋艦六千噸、駆逐艦八百噸、水雷艇二百噸以下止むべし、之を構成する兵員数は艦隊乗員及沿岸防禦望樓、官衙其の他の陸上勤務者を合して、各兵種及各階級の准士官以上及下士卒を通じ一万五千人を超ゆるを許さず。

内准士官以上の總員数は一千五百人を超ゆべからず、海軍人員は准士官以上は継続二十五年、下士卒は継続十二年を最短期間とする志願契約に依り採用すべし。

(3) 航空隊は陸軍又は海軍に包含せざることを要す。
とありて極端なる制限の下に置かれたるものにて、かかる制限は民族自決権と國家の独立権とを平等観の下に要求するナチス即ちヒトラー内閣の堪へ得ざるものなりしこと当然なり。今ヒトラー内閣成立前後に於けるドイツの軍備状況を表に依り示せば次の如し

陸軍（一九三四年一月一日現在）

五四

其 他	衛 生	輜 重	通 信	工 兵	砲 兵	騎 兵	步 兵	軍 團 司 令 部	項 目	組 織	現 有 勢 力
一	七 大 隊	一 大 隊	七 大 隊	七 大 隊	七 聯 隊	(二 八 聯 隊)	(三 一 聯 隊)	(七 七 師 團)	二	兵	ヴェルサイエ條約規定
三 三 大	一 四 〇	九 八	八 四	八 四	七 八 一	七 六 二	一 四 七 〇	一 四 七 〇	將 校	員 兵	現 有 勢 力
一 三 大 〇	六 八 〇	五 六 〇	六 一 〇	六 八 〇	一 三 四 五 〇	一 五 四 五 〇	四 八 三 〇	四 八 三 〇	下 士 以 下	員 兵	現 有 勢 力
一	七 大 隊	二 五 大 隊	七 大 隊	(三 七 中 大 隊)	(七 四 聯 隊)	(一 九 八 大 聯 隊)	(三 七 師 團)	(七 九 四 一 大 聯 隊)	織 組	兵	現 有 勢 力
七 二 四	大 三	一 大 一	七 七	七 七	五 八 九	五 九 五	一 五 一 二	一 五 一 二	將 校	員 兵	現 有 勢 力
七 九 七 七	七 八 四 八	五 五 九 三	九 三	八 〇	一 〇 九 九	一 一 八 〇	一 一 五 〇	一 一 五 〇	下 士 以 下	員 兵	現 有 勢 力

海
圖

右の表に依るときは大体に於てヴエルサイユ條約の課したる制約を其儘踏襲し居るものゝ如く見らるゝも其の後再軍備の拡張各國に於ても行ふ処のものにして、殊にドイツに在りては失業者

は次第に増加し、その傾向は季節的変化に依るのみならず、原料資源の不足にも由るものにて、最早や國內的の産業開発の手段のみに依りては之を克服するを得ず、大戦の結果に依りて失ひたる資源豊富なる地方若くは旧植民地の返還を列強に對し要求するに非らずは、ドイツの窮迫貧困の状態を脱却するを得ず、此の資源の確保は國民一致の輿望なると共に、列強に對しても亦認識せしめぐるべからず、此の要求の貫徹はドイツの生存権に關聯するドイツの受けたる軍備制限の撤廃に外ならずとなし、外部に在りては旧態を墨守しつゝあるか如きも、内部に在りては事實上相當の拡張を烏せるものなり、軍備問題は各國共に正確なる資料を得難く、ドイツに於ては其の特に困難なるものあるか、知り得たる範囲に於て、曩に示したる海軍軍備の数字上よりの内容を分析すれば次の如くにして、相當に充実したる狀態へと進みつゝあるを認

むるを得。例へば一九三三年以後は戦艦及巡洋艦に於て新型代艦建造は大規模に行はれ、隻数及噸數にありては制限を超過すること乍きも、殊に一九三四年以降に於ける所謂ホケット戦艦と呼ばるゝ一万噸級の新鋭なるドイツチユランド、アドミラル、シエーア及アドミラル、スペーを加へ、巡洋艦に於ても同様カルルスルーエ、ケーニヒベルグ、ライアーチツヒ、ニュールンベルヒ等の新装なれる諸艦を以て、旧型巡洋艦に置き換へつゝあり。

10

20

9
3

- 8 -

而して是等の再軍備は國家敗政に對して、如何なる地位を有し居るものなるやを知らんとするは本調書の目的なるを以て次に表によりて之を示す。

		一九三〇年度	一九三一年度	一九三二年度	一九三三年度
兵器彈藥器具	通信信	宿營	被服	軍營兵營	海軍
七六、二	八、大	一五、八	九、九	四六、六	二六、二
六〇、五	大、三	一三、九	九、七	四五、一	二五、大
七六、八	一、一、九	一七、〇	一〇、五	五六、〇	一、一、〇
七四、三	一、一、〇	一八、四	四、四	四九、七	二七、一

國歲出に対する比率 國租稅歲入國庫 取得分との比率	造兵廠	工兵	砲兵	艦隊就役	軍艦修理	水雷裝置	遞斷設備	造艦機裝	三七、〇	一〇、二
八、三%	一四、一	一三、七	一七、七	二二、七	三二、四	大、二	三、七	四、三、九	一〇、二	一〇、八
九、三%	九、九	一、一、一	一七、九	二〇、〇	二六、五	五、四	三、八	四、三、九	一、一、一	一、一、四
一一、六%	一一、一	一、一、一	一七、九	二一、八	二三、九	四、七	四、一	四、九、一	一、一、一	一、一、四
一二、〇%	一、一、一	一、一、一	一九、大	二二、七	二六、七	四、六	三、六	四、八、一	一、一、一	一、一、三

(ヘドイツ國統計書による)

前表に見る如く歳入歳出は遞減するの事情にあるに拘らず、國防に関する軍備費は増大し、一九三〇年度にありて國歲出に対する

る比率ハ、三%なりしもの、一九三三年度に於ては一二%ととなりて約三、七%の増率となり、更に之を國租稅歲入及國庫取得分と対比したる場合にありても、一九三〇年度の一〇、ニ%より一九三三年には一三%に増大せり、殊に三れ等の増大は自動車、砲兵、工兵通信、造船艦裝等の近代兵器への改造に対する諸項目に於てなされたるものなることに注目するの要あり。

然かも國防費は右のみに止らず、ヒトラー内閣成立の直後、在来交通者に於て所管したりし航空費を独立し、新たに航空省を設置して之に移管して、條約上にありては空軍の設置を許され居らざるを以て、民間航空機獎勵の名目の下に航空隊の編成に着手し、此の外陸軍の制限を合法的に脱するためく、警察費邦交付金及ナチス突撃隊義勇労働隊補助費として豫算中に計上したるもの勘からす、星等の國家に於ける支出を摘要して示せば次の如し

航 空 省									
一九三二年(豫)									
一九三三年(豫)									
防空補助	防空費	計	國航空警備局	國航空警備局	附航空使官館	大公航空省	航 航 費	一 經 常 費	航 空 費
一	四一、五七四	三九、三一〇	一	一	二、二六四	一	一	千マルク	千マルク
一	七三、大七四	六八、八一九	一	一	三、四六八	一	一、三八七	千マルク	千マルク
五〇、一〇四	一四一、四七六	一一二、一九〇	七、八〇〇	一、二七五	大、九八九	四四	三、一七八	千マルク	千マルク
(+) 五〇、一〇四	(+) 大七、八〇二	(+) 五三、三七一	(+) 七、八〇〇	(+) 一、二七五	(+) 三、五一	(+) 四四	(+) 一七九一	一九三三年 增 三四 年 減	一九三四年 增 三四 年 減

				合計	四一五七四	二三、大七四	一九六、五八〇	(+)一七、九〇八	一九三三年(豫)	一九三四年(豫)	一九三四年(豫)
				二臨時費					增	減	
航	空	省									
航空警備費											
總計(一及二)	四一五七四	七八、三四八	一九二	四、大七四	一八、大〇七	三、五一七	一三、九三三	(+)一三、八三九			
警 察 費	一九〇、〇〇 (決)	二四〇、五五 (決)	二一四、三三 (豫)	二大、ニ	二大、ニ	二大、ニ	二大、ニ	(+)			
交 通 費											
突 擊 隊 勞 動 隊 義 助 勇											

斯くして一九三四年八月二〇日に至り「官吏並國防軍々人ノ宣誓ニ関スル法律」を公布して、ドイツ國防軍の復活と稱號制度を樹立し、次いでドイツが多年の同様楷として苦しみ居たりし軍備

の制限を、國內的のみならず國際的にも撤廃することを確認せしむるため、一九三五年三月一大日「ヴエルサイユ條約第五編廃棄ニ関スルヒトラー總統ノ宣言」を発表し、同日更に「軍備ノ再建即チ國防軍ノ建設ニ対スル法律」を制定して、事實上公然とドイツガヴエルサイユ條約の制限下に置かざる軍備を再建することとなせり、これに依れば

「國防軍に於ける服務は國民皆兵の原則に依る、警察の改組を含めてドイツ陸軍の常時編成は十二軍團、一司令部及三十大師團とす、國民皆兵制度に関する補充規定は國防大臣直に之を閣議に提出すべし」

とあり、ヴエルサイユ條約の制限ニ箇軍團即ち歩兵七箇師團及騎兵三箇師團の最大限に比數する時は、軍團べつて十箇軍團、師團にありて二十大師團の増加となる、此の大部隊の増加は

ドイツの國防費要するに財政上に對して影響の大なりしことは勿論なり、其の後引続キ國防充実のための法律を公布せり。是等は第一編四章に於て國家組織改造の項に説明せる如なるも、問題の認識を明瞭ならしむるため左に法律の名稱のみを挙ぐ。

ドイツ國防法へ兵役令

一九三五年五月二一日

東プロシアニ於ケル兵役継続ニ関スル法律

一九三五年五月二三日

邦警察隊所屬員ノ國防軍改編ニ関スル法律

一九三五年六月二六日

ドイツ防空法

一九三五年六月三日

現役及國労働奉仕徵集検査ニ関スル命令

一九三五年一一月二五日

現役及國労働奉仕服務者家族扶助ニ関スル命令

一九三五年一二月一九日

ドイツ國防軍区及補充區改正法

一九三五年一二月三一日

以上に依りてドイツ國防軍とは要するにドイツ全國民の武装たることを意味し、之を陸軍、海軍及空軍に分ち、國防軍などトラン
ー總統を以て其の元帥たることに、全組織樹立を見たるものなり。陸軍は石に示したる如く十二軍團三十六師團にて、加ふるに短期教育制度の採用は既教育豫備軍の増大と云り、各種高射砲、重機関銃、装甲自動車、戰車、自動車、火薬、爆弾、化學的兵器の近代的裝備の充実を要し、海軍は其の拡張を一應上述の計画により完了したるが、一九三五年六月一八日の「英獨改定」に於て、終末の対英一九%を三五%に引上げ、且二万六千噸を超える大

艦を建造し得ることは公然と承認せられ、一九三六、七年度より約十一万五千噸の艦艇建造計画の発表を見たる程なり、かくして潛水艦を持ち得ること、より、航空母艦の追加計画も亦遠からず実現するに至るべし。英独協定を表へ依り示せば次の如し。

英國現有勢力 (一九三五年現在)	英獨以迄に依る ドイツ保有極限 (一九三五年現在)	ドイツ現有勢力 (一九三五年現在)
戰艦	三四八・大五〇	一三二・〇二七
巡洋戰艦	九四二・〇〇	七二一・〇八
驅逐艦	三三八・五大六	三二・九七〇
巡洋艦	一八〇・六六四	一一八・四九八
潛水艦	五六一・三三	三六・五八六
航空母艦	一一七・〇五〇	九一九・一二
	田田・田大七	三六・九〇〇
	田田・田大七	二〇・〇〇〇
	田田・田大七	一
	一九・大四六	一
	一大	二
	不詳	一
三六	二七九・九四六	五二・〇〇〇
三六	一一〇・八九三	二二・〇〇〇
三六	四〇・〇八四二	一九・三五年 一二月計画
一一四五・三大三	一一七・〇五〇	一九・三五年 一二月計画

空軍はケーニヒスベルグ、ベルリン、ドレスデン、ミュンスター、ミュンヘン、キールの大空軍区に組織し、各飛行機大隊、航空通報隊及高射砲隊を以て編成せられ、空軍に編入し得べき民間航空施設は過去の民間航空補助の結果相當大なる規模にありと傳へらる。

是等の拡張せられたる軍備に要する歳出は素より厖大なるべき論を俟たず、一九三五—三六年度の豫算内容につき知るべき統計を以て示すを得ざるが、大体に一部は豫算に計上し、その他の支出は既に前項にて述べたる國民經濟振興費同様に、中間信用の手段に於て手形を振出すことに依りこれを実行し、後年度豫算を以て銷却するの方策に依るものなるべし、何れくしても國防費の増大に依る財政の変化は免れざる処なり、茲に注意すべキことは世界に於ける再軍備に対する觀念なり、素より各國の軍備拡

張は國防の充実にあるは當然なり、特にドイツの如きは一般の標準以下にありし軍備を、その列強の標準迄上昇せしめたるにあるものなるも、是等軍備は單に國防のみならず各國の重要な經濟政策の一部として行はれつゝあることなり、世界經濟恐慌の發生は生産設備乃至は生産歟の過剰に基因したるものなることは一般の認むる所なり、併其の結果各國に於ける極度の生產制限は產業の不振、失業群の増大となりて現する、此の外從來の輕度資本主義國家が高度資本主義國家へと、又農業國が工業國へと次第に展開し發達したることも亦見逃し得ざる所なるが、之等資本主義國家にして、產業の不振及失業群の増大を緩和する爲に行はれたる政策は、アウタルキーに依る排他的自國產業保護主義と軍備再拡張に向けられたることは、現下の各國經濟政策を検討したるとき等しく實証せらるゝところなり、ドイツに在りても此の各資本

本主義國家の執りたる政策の外に立つものに非らず、產業政策に於てアウタルキーを強化したるの事實は既にその產業政策及農業政策の各編に於て述べたるところにして、再軍備策も亦同一範疇にあるものなり、然らば財政上の大なる負担を犠牲とし乍ら如何にしてドイツは軍備に全力を集中せるやは、此の結果なるドイツ政府の軍需的註文の増大は、武器製造、艦船建造、航空機自動車建造等の重工業及化學工業の振興となり、雇傭關係を整調して夫業群の吸收ととなり、以て國民經濟の活動を刺戟し、好轉しつゝある國內景氣を持続せしめ、これに依りて後年度豫算による既定負担の銷却を円滑ならしむるを得るものと期待したるが爲めなり、それ故ドイツの軍備拡張も亦敗政策上の重要な要素を爲しつゝあるものといふことを得

3. 歳計豫算及実績

以上に於て財政の基礎を爲すべし重要な事項たる國民經濟の振興と再軍備問題につき略述せり、依りて租稅政策の前提として更に國の歳計が是等の問題を如何に分配し、これが租稅に對し如何に轉嫁せられたるやを總括的に調查せんとする、然るにトラー内閣の成文したるは一九三三年一月三十日なるを以て、一九三二年度の豫算に對しては、ナチスの政策を財政上に織込むことを得ざりしなり、それ故一九三三年三月を以て会計年度とする歳計に在りては次の如し、

一 般 会 計		一九三二年度分		豫 算	
歳 入 不 足	歳 出	大・〇 九八・九	大・〇 九八・七	百 万 マルク	前 年 度 繰 越
(一) 〇・二		一七七・五	一九八・七	百 万 マルク	
		大・二七六・四	大・一九八・五	百 万 マルク	計
(一) 〇・二		大・一九五・九	五・大五三・大	百 万 マルク	実 績
(一) 五四二・三					

斯く歳入不足による赤字は五億六千二百万マルクに達し、内一般會計に於て五億四千二百三十万マルク（内流通公債臨時償還四億ニ千万マルクを含む）、特別會計に於てニ十八十万マルクの赤字なり、又之れによりて過年度よりの歳入不足現在高を見積るときは実に十八億八千万マルクの巨額に上ることとなる、此の巨大なる赤字の財政を引継ぎたるヒトラー内閣は、一九三三年度より租税を増徴することなくして、既述の國民經濟の振興及再軍備を爲し、然かも歳出入の均衡を維持したる財政を確立せんとせり、元來當時のドイツの財政は租稅收入の減少若しき時に對

するの方法は一般的手段に依る場合は歳出の節減の外に方法をき
ものなるが、ヒトラー内閣はその政策実行のためには、かゝる消
極的なるの手段に依らず、歳出入の豫算均衡は大体以下の如き方
法に依れり、即ち第一には必要なる國家的事業は國庫の歳出入よ
り切離して実行せり、例へば冬季失業救済事業の如きこれにして、
これ等は公私の救済機關の活動に委任して資金を吸收し、其の支
出を國家の管理の下に置きたり、第二は中間金融と既定経費負担
に依るの方法なり、要するに前年度の歳出を後年度の歳入にて支
弁して均衡を得んとするものにて、國民經濟振興に於ける労働雇
傭賃及再軍備に於ける場合はこれにして既に前項に説明したる如
きのものなり、第三は公債借入金の利用之れなり、此の方法は第二
の手段と共にヒトラー内閣に在りては、最も注目すべき制度の樹
立として見らるべきものなり、元末ドイツ憲法はその第八十七條

に於て「特別の必要あり、且原則としては收益の目的のためにす
る歳出に充つるの外、信用により金銭を調達するを得ず」と規定
し、公債收入は租稅收入と分ちて特別歳計を構成し、一般経常の
支出に使用するを得ず、換言せば赤字公債はその會計法上原則と
して肯定せられざるの事情にあるものなり、故に歳入の缺陷生じ
たる場合にありては、會計法第七十五條の規定も亦「會計年度の
普通歳計に於て歳入總額の歳出總額に満たざるとキは、其の不足
額は次の會計年度の豫算中普通歳出として計上すべし」となし、
歳入不足は翌々會計年度の普通歳出に計上し、租稅收入を以つて
銷却するを要するものとせり、乍併國民經濟力の沈滞し租稅歳入
の遞減し行く當時のドイツに在りては、甲年度の歳入不足を丙年
度の普通歳計に計上するも、丙年度の租稅收入を以て補填し得べ
ること當然にして、歳入不足は徒らに後年度に繰越されてその貢

租を増加せしむるのみなり、即ち右の會計法の規定は事実向頭として実行不可能なるものといふを得べし、更に公債問題のみより見るときは、一九三二年五月一二日附「債券銷却及信用調達権賦與法」にありても、毎年度の歳入中より定額を支出して流動公債を銷却すべしとあり、公債の普通歳計への流用は何れの矣よりも禁じられ居るものなりしより、茲に於てヒトラー内閣は、聯年豫算法の制度により從来の一切の規定の適用を停止し、歳入不足額は必らずしも租税收入によりて補填せず、歳入不足は公債の發行に俟ち以て流动公債はその累積するに任せ、而モ他面にありテは特別會計制度を停止し、公債借入金は普通歳計に繰入れ経常的歳出人を當すること、セリ、此の措置は明かに憲法の規定せる歳入補填公債禁止を實際上於て不適用となしたるものなり、右の如き大英断の下に一九三四年以後のナチスの財政々策の実行は

開始せられたり

ア、一九三三年一三四年度暫定國豫算

然るにヒトラー内閣は一九三三年度分の豫算を編成するに至る迄、前内閣の豫算を其の儘踏襲したるものに非ず、組閣直後既に自己の目的とせる政策の実施に着手せり、即ち一九三三年二月二二日に航空及防空事業統制のため航空省を設置し、一九三二一三年度豫算に対し、同省經費二十万七千五百五十マルクを追加計上せるは其の第一次の政策の現はれなり、次いで同年度の終了する三月三〇日に所謂聯年豫算法制度に基き「國豫算施行法」を公布し、これに於ては主として啓蒙及宣傳省へ國民教化及宣傳省の設置を規定せるが、不敢取該法に依りて一九三三年六月末迄此の法に於ける追加分を含む前年度豫算を施行することに決定せり「國豫算施行法」は次の如し

(一) 國豫算施行法 一九三三年三月三〇日

國政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

第一節

一九三二年六月三〇日附大統領令ヲ以テ公布セル一九三二年國歲出入豫算ハ一九三二年二月ニニ日附大統領令ヲ以テ公布セル一九三二年度追加豫算ヲ含メ之ヲ以テ憲法第八十五條第二項ノ意義ニ於ケル豫算トス

第二節

第一條 一九三三年四月一日以後一九三三年六月三〇日ニ至ル迄ノ期間ハ國務ノ遂行及義務ノ履行ニ欠クヘカラサル歲出ノ外之ヲ支出スルヲ得ス、財源ノ使用方法及歲出ノ總額ニ関シテハ右ノ規定ヲ適用ス

一 定員制アル官職及國防軍兵員數ハ給與法第四條ノ規定ノ外一九三二年度國豫算ノ定員ヲ適用ス

二 官吏及官吏タラサル補助員ニ對スル給與並ニソノ他人件費ノ支弁ハ一九三二年度ノ國豫算ヲ以テ概費ヲ經タル金額ノ四分ノ一ヲ限度トシ之ヲ使用スルヲ得

三 物件費ハ一九三二年度國豫算ヲ以テ概費ヲ經タル金額ノ五分ノ一ヲ限度トシ之ヲ使用スルヲ得、但シ大藏大臣ソノ計上ヲ承認シタルトキハ、ソノ承認ノ範囲ニ於テ、一九三二年度國豫算ニ掲タル金額ノ四分ノ一ヲ限度トシ之ヲ使用スルヲ得法律上又ハ民法上義務ノ存スルトキハコノ制限ニ不拘、債務ノ履行ニ必要ナル金額ヲ支弁スルヲ得

四 國防軍ノ敗源支出ニ關シテハ物件費全項目ヲ一括シ、之ニ第三項ノ制限ヲ適用ス

五 大藏大臣ハ一乃至四ノ規定ニ関シ、殊ニ

イ、避クヘカラサル必要アルトキ

ロ、建築事業ヲ起シ、又ハ之ヲ継続スルニ當リ經濟的事情ヨリ、若ハ國庫負担ヲ輕減スルノ目的上、之ニ定メタル限度ヲ超ユル必要アルトキ

ハ、一九三二年度國豫算ヲ以テ協賛ヲ經サル新規事業ニシテソノ着手ヲ一九三三年度豫算公布ノ日迄遷延スルトキハ右事業ノ目的ヲ達シ得ス、ソノ結果國ニ多大ノ損失ヲ及ホス虞アルトキ

ハ其ノ例外ヲ認ムルヲ得

第二條 啓蒙宣傳省ノ歳出入ハ一九三三年四月一日乃至一九三三年六月三十日ノ間八次ノ豫算表ニヨリ之ヲ行フ

第三條 大藏大臣ノ從前ヨリ共ヘラレタル保証ノ権限ハ之ヲ有效

トス 大藏大臣ハ

イ、ドイツ國外國貿易促進ノタメ七千五百萬マルクヲ限り保証ヲナシ

ロ、穀物取引ノ促進ノタメ四千萬マルクヲ限り保証ヲナシ

ハ、ドイツ海運業維持ノタメ四千五百萬マルクヲ限り國庫証券ヲ用フ

第四條 一九三三年四月一日乃至一九三三年六月一日ノ間ドイツ國遞信事業ハ國遞信事業會計法第八條ニ基ク繰入額ノ外、更ニ此ノ間ニ於テ第一次及第二次俸給節減令ノ結果生シタル人件費節減額ヲ國會計ニ繰入ルヘシ

第五條 一九三二年六月三十日附一九三二年度國豫算ニ關スル大統領令第二條、第三條、第六條、第七條、第九條、第十條、第十一條及第十五條ノ規定ハソノ效力ヲ變更セラルコトナシ

第一大條 第一節ハ公布ノ日ヨリソノ效力ヲ生ス、第二節ハ一九三三年四月一日ヨリソノ效力ヲ發生シ、一九三三年六月三〇日ヲ限度トシ、一九三三年度豫算效力發生ノ日ヲ以テソノ效力ヲ喪失ス

附表

個別豫算

普通歲計

一歲入

第五款ノ一 第一項 啓蒙及宣傳省

自己普通歲入

四千五百六十ハ、五〇〇マルク

二歳出

自己普通歲出

第五款ノ二 第一項 啓蒙及宣傳省

自己普通歲費

大ニハ、五〇〇

イ 一九三三一三四年度國豫算

右に述べたる暫定豫算は要するに、一九三二年度豫算を其の體継承し、内容的には歲入に於て遞信事業益金繰入ノ増大、歲出にありては啓蒙及宣傳省費大十二万八千五百マルクへ但し自己の行政歲入にて補填)新規保証費としての外國貿易促進七千五百万マルク、穀物取引獎励四千万マルク及海運業維持四千五百万マルクを追加したるのみ、斯くして一九三三年六月末迄の間に歲入の増加、歲出の節減策を講じ、益々一九三三一三四年度の本豫算の編成に着手せり、此の間にありて立法上に於て講ぜられたるもの、主なるものを挙ぐれば、

財政經濟司法分野ニ於ケル措置ニ関スル大統領令

一九三三年三月一八日

信用調達権賦與法

競馬税法改正法

八四

脂肪税法

一九三三年四月一〇日

失業減少法

一九三三年六月一日

俸給法改正法

一九三三年六月三〇日

等にして其の結果最初豫想せられたる歳入不足額は、右の措置と國內賠償費及國債費の節約により均衡を得るに至れるものなり表により示せば次の如し、租税に関するものは別に説明する豫定なり、

歳入不足額

一、歳入減少

租税收入

内國稅收入

關稅收入

二、歳出増加

人件費

対外賠償

社会保険

行鳥收入

四八・三

其の他

三八五・八

合計 九二七・九

五百マルク

四二五・九

歳入不足補填額

二、歳出節減

五百マルク

一、歳入増加

危機稅継続

五百マルク

競馬税増徵

二、歳出節減

五百マルク

脂肪税新設

恩給扶助費引下

五百マルク

婚姻獎励課金新設

公債費支出節減

五百マルク

計

合計 九二七・一

五百マルク

七三五・九

以上に依リ一九三三年度豫算に対するヒトラー内閣の目標は略、其の緒につきたり、茲に於て愈々一九三三年六月二八日「豫算法」

を公布し、始めてナチス主義に依る一九三三年度の本豫算を、該豫算法の方針に基きて編成するに至れり、一九三三年度豫算法及豫算計画は後に訳文を示すも、要するにヒトラー内閣の豫算編成上に於ける特徴は、第一に從来歳入の項目には租稅收入總額を計上し、歳出には租稅并交付金を計上したるにヒトラー内閣のものは歳入には租稅收入中國庫取得分のみを計上し、同時に歳出中より租稅交付金を削除し、以て總計豫算主義を統計主義に改正したことにして、第二は既報の如く流動公債の償還を停止し、その代りに一億マルクを以て歳入不足の補填策を講じ、第三には既定経費負担の方法に依り、ハーベン計画、ゲーレケ緊急計画及ラインハルト計画を始めて歳出として計上せることこれなり、左に一九三三年度豫算法を掲ぐ。

(二)

一九三三年度國豫算法 一九三三年六月二八日

國政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 國豫算ハ歳出歳入各五十九億二千七百四十九万九千五十

マルクトシ本表附表中に之ヲ掲載ス

第二條 會計法第二十九條第二項及第七十五條ハ一九三三年度中

ソノ適用ナシ

第三條 銷却計画ニ從ヒ一九三三年度ニ於テ公債銷却法第十五條

ニ基ク銷却基金ニ繰入ルヘキ金額ヲ限度トシ、國鐵道優先株其

ノ他ノ有價証券ヲ之ニ繰入レ、之ニヨリ一九三三年度ニ於テハ

第十五條ニヨル義務ヲ履行シタルモノト看做ス

第四條 一九三三年度ニ於テ國遞信事業ハ國遞信事業會計法第八

條ニ基ク繰入額ノ外、更ニ第一次及第二次減俸令ノ結果生シタ

ル人件費節減額ヲ國庫ニ繰入ルヘシ、右ノ金額ハ勞働大臣ト決

定ノ上大藏大臣之ヲ決定ス
第五條 大藏大臣ニ既ニ與ヘラレタル保証ノ権限ハ一九三三年三月

三〇日附國豫算施行法第三條ト同様一九三三年度ニ於テソノ效
力ヲ有ス、大藏大臣ハ
一、トイツ外國貿易促進ノタメ七千五百万マルクヲ限り保証ヲ
ナシ

二、預金業務ヲ営ム消費組合又ハ消費組合中央會ニ対シ支援ノ
タメ與ヘタル貸付ノ危険ヲ排除スルタメ六百万マルクヲ限り
保証ラナシ

三、東方救済地域ニ於ケル免除企業ニ対シ收穫期ノ信用ヲ供與
スル手段ヲ調達スル目的上七百万マルクヲ限り保証ヲナシ
四、一九三三年度ニ於テ國有財産中売却セラル、國鐵道優先株
ニツキ、ソノ所有者ニ年七分ノ配當ヲナスヘキ保証ヲナスノ

権ヲ有ス

一九三一年三月二一日附農地植民促進法第一條ニ基ク一九三
三年度ノ保証ハ一億五千万マルクヲ超ユルヲ得ス、一九三〇年
一二月一日附經濟財政安寧ニ関スル大統領令第七部第二章ヘ小
住宅建築ノタメノ保証ニ基ク一九三三年度ノ保証ハ一億マル
クヲ超ユルヲ得ス、國ノ保証スル債務ニシテ外國本位貨幣ヲ以
テ表示セラル時、當該保証債務金額ヲ保証権限賦與額ニ算入ス
ル場合ニハ保証告示前最近ニ發行セラレタル國官報及プロシア
邦官報附錄ノ課稅標準相場表ニ公示セラル、平均相場ヲ基礎ト
シ、保証責任額ヲライヒスマルクヲ以テ算出スヘシ、右ハ既ニ
與ヘラレタル権限ニ基キ外國貨幣ヲ以テ表示セラル、債權ノ保
証ニ用シ適用ス

第六條 一九三三年度ニ於テ國遞信事業ハ災害保險及廢疾保險、

保険料支拂、廢疾保険加入票壳却ニ対シ閏係保険主体ヨリ補償

金ヲ受ク、其ノ金額ハ大藏大臣ト協定シ労働大臣之ヲ定ム

第七條 國保険法第二百五條ニハ一九三三年度ニ於テ之ヲ適用セ

ス

第八條 一九三三年度ニ於テ坑夫組合年金庫ハ廢疾保険ヘ一九二五年八月一七日保険料改正法第七條)及一九三〇年四月ニハ曰附敗政改革準備法第二章ノ定ムル目的ノタメ設ケタル資金中ヨリ一千二百万マルクノ配當ヲ受ク

第九條 坑夫組合年金保険ノ負担ヲ輕減シソノ給付能力ヲ維持ス

ヘキ資金ノ割當及使用ノ細則ハ労働大臣之ヲ定ム
第十條 一九三三年度ニ於テ廢疾保険ニ対スル國補助金ハ一億七千八百万マルクトシ、右ハ一九三三年二月一八日附社會保険及

國扶助ノ重加ノ緩和ニ閏スル大統領令第一條及第二條ニ基ク千

五百万マルクヲ含ム

第十一條 財政制度ニ閏スル一九〇九年六月一五日附法律第三條

ハ一九三三年度ニ適用ナシ

第十二條(一) 一九三三年度ニ於テ國行政官廳中下級又ハ比較的簡

單ナル中級官職ノ官員中欠員ヲ生シタルトキハ不要ノ職員ヲ以テ補充シ又ハ轉任ノ方法若ハ同一職務内ニ於ケル昇進ノ方法ニヨリ任命スルノ外、少クモソノ九割迄ハ待命手當受領者又ハ扶助請求権者中適當ノ者ヲ以テ之ニ任命スヘシ、比較的高級ノ官職ニ生シタル欠員ノ五割亦同シ、第一段及第二段ニ定メタルノ任余ニ閏スル制限ハ扶助請求権者ノタメ留保セラレタル官職ノ系統ニ存スル官員制アル官職ノミニ適用ス 右ハ一九三一年一〇月一日既ニ定員外ノ官職ニ在リタル者ノ任命ニハ之ヲ適用セ

ス

(二) 定員制アル簡單ナル中級官職ニ欠員ヲ生シタル場合ハ、ソノ任余ニヨリ欠員ヲ生シ、扶助請求権者ヲ採用シ得ル場合ニ限り現職ニアル官吏ヲ以テソノ一割迄ヲ昇進セシムルヲ得

五 第一項第一段乃至第三段ニ定メタル規定ハ國遞信事業ニ於テハ左ノ割合ニテ之ヲ適用ス
イ、下級官職ニテハ八割迄

ロ、簡単ナル中級官職ニテハ九割迄

待余手當受領者又ハ扶助請求権者中適當ノモノヲ以テ之ニ任余シ、残余ノ二割及一割ハ之ヲ定員制ナキ官職ニアル現職官吏ヲ以テ任余スヘシ
第十三條 豫算ニ計上セル歳出金額中繰越シ得ヘキ歳出金額中左ニ掲クルモノハ相互ニ彼比流用スルヲ得
六 第十一門経常費第四款第三十大項中口及ハノ費額、臨時費

ホ、第八款第三十三項中イ及ハノ費額

ニ、第十六門経常費第三款第一項中イ乃至トノ費額、経常費第七十三款第二項中イ乃至ニノ費額、経常費第六款第七項中イ

及ロノ費額、臨時費第七款第四項中イ及ロノ費額

三、第二十門経常費第二款及第十四款中第一、第二、第三及第五目間及第四及第六目間

第八門 海軍ノ部ニ於テ艦艇新造ノタメ豫定セラレタル歳出財源ハ一九二九年度迄ニ依贊セラレタル艦艇ニ限リト合シ、之ニ充ツルコトヲ得、但シ建造完了ノ時ヨリ三ヶ年ヲ超ユルヲ得ス、砲門及水雷装備ノ目的ヲ以テ協賛シタル歳出財源ニ付キ又同シ、建造完了ノ年度後尚水雷装備ノタメ歳出財源カ依贊セラレ居ルトキハ右ノ三ヶ年ノ期間ハ最後ノ費

額カ按費セラレタル會計年度ヨリ之ヲ起算ス

九四

第十四條 國豫算中物件費トシテ按費ヲ經タル費額ノ最後ノ一割ハ法律上ノ給付義務ニ基クモノ、外、大藏大臣ノ事前同意ナクシテハ之ヲ使用スルヲ得ス、爾余ノ費額ニ附スル豫算執行及會計ノ經理ニ關シテハ附表ニ定ムル施行規則ヲ適用ス
第十五條 旧占領地タル西部地方ニ於ル國有土地財産ヲ受託者ニ充却セル際、國、邦、市町村（市町村聯合）ハ之ニ課稅スルヲ得ス、國カ受託者ヨリ右國有財產ヲ買戾シタル際又同シ、土地受託者ハソノ土地ニ対スル所有權又ハ管理權ニシテ課稅セラルヘキ場合ト雖、信託關係ノ繼續期間中國ト同様ノ範囲ニ於テ國邦、市町村（市町村聯合）ニヨリ課稅セラル、コトナシ、但シユノ免除ハ受託者カソノ行為ノ対價トシテ國ヨリ受クル契約上ノ補償ニ及フコトナシ

第十六條 附表第二ニ添付セル國保険局理事會ノ一九三三年度俸給豫算八八億三千四百十マルクトス

附表

一九三三年度國豫算概要（單位マルク）

經 濟 省	啓 蒙 宣 傳 省	內 務 省	內閣、首相官房	國 議 會	項 目		歲 入	歲 出
					國 大 統 領	五 三 〇 〇		
三、五〇〇、二〇〇	一〇、七三七、五〇〇	三、四一大、大五〇	一〇、四五〇	一、三、三〇〇	一、三、三〇〇	五、三〇〇	五、三〇〇	五、三〇〇
一、七、八八四、五五〇	一、三、五二八、五〇〇	二、九、九二九、七五〇	一、一、四三、二五〇	六、一〇、三、六〇〇	六、一〇、三、六〇〇	五、大七、八〇〇	五、大七、八〇〇	五、大七、八〇〇
一、五、一、一五四、四〇〇	七、二九、〇〇〇	四、六、一、八〇〇	二、七、八七七、四〇〇	一、四三、八〇〇	一、四三、八〇〇	一	一	一

項

目

歲

入

歲

常

貸

出

勞 勵 省

一九、〇六五、二五〇

一三、八三六、二五〇

五八四、一九六、四〇〇

八六、九一七、七五〇

一

國 防 省

一三、九七、五二六、大五〇

一五、七九三、八〇〇

一三、〇五三、六〇〇

大〇、〇〇〇

一

司 法 省

一五、七九三、八〇〇

一三、九六四、一九六、四〇〇

一三、九六二、〇〇〇

大〇、〇〇〇

一

食 料 及 農 業 省

九二、二四二、六〇〇

七六、一〇、三、七五〇

一三、九六二、〇〇〇

一

交 通 省

二四、九〇〇、八〇〇

七〇、八七八、大五〇

四七、七三九、三五〇

一

扶 助 恩 納

一

一三、一三〇、〇〇〇

一

國 會 計 檢 查 院

二〇、五五〇

二四、九三、二〇〇

一

航 空 省

二六、五〇〇

三九、九八六、三八五〇

一三、二三二、七五〇

一

大 藏 省

二三、五五、九五〇

五一、九〇三〇、大〇〇

一

一 般 財 務 行 政

五、三五三、四九六、二五〇

四六〇、三九三、〇〇〇

一

遼 信 省

二三、七、三九四、一五〇

二八、二〇〇

一

戰 爭 負 債

八一大、六八、五〇〇

四二五、七八四、八〇〇

一

計

五、九二七、四九九、〇五〇

五、四五四、六五五、四〇〇

一

遼 信 省

二八、二〇〇

一

當 年 度 分

五、二二、〇、九

一

一九三三—三四 年 度 諸 算

七〇、〇

一

當 年 度 分

五、二二、〇、九

一

一九三三—三四 年 度 実 繰

七〇、〇

一

國 鉄 道 賠 償 納 付 金 益 金 総 入

七〇、〇

一

租 稅 收 入 國 庫 取 得 分

一三、三

一

同 上 売 却

一〇、〇〇

一

一九三三年度実績（単位百万マルク）

一九三三年度実績		前年度繰越		計		一九三三—三四 年度諸算		前年度繰越		計		一九三三—三四 年度実績		當年度分		一九三三—三四 年度実績		當年度分	
歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
國鐵道賠償納付金益金総入		五、二二、〇、九		七〇、〇		五、二二、〇、九		七〇、〇		五、二二、〇、九		五、一四、〇、二		七〇、〇		一三、三		一三、三	
國鐵道優先株利子		一三、三		一三、三		一三、三		一三、三		一三、三		一三、三		一三、三		一三、三		一三、三	
同上 売却		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇		一〇、〇〇	

切換公債償還	國債費	利拂及定期減債	ドレスデン銀行出資	住宅建設	小住宅建設	脂肪價格調整	失業者救濟及勞働雇佣	坑夫組合年金保險	社會費	邦貸付金
二九一大	二二六、二	一〇二、五	七一九	二六八	一五〇、〇	五一九、九	二八、〇	八三、〇	四三八、八	一
三、二	一		五、三	一	七、八					
二九四、八	二二二、二	一〇二、五	七七二	二六八	一五〇、〇	五二七、七	二八、〇	八三、〇	四三八、八	一〇五、四
二七二、八	二二五、七		一一八、九	一九、七	八七、三	五八一、七	二八、〇	九五、〇	四二六、六	

益國遞信事業印刷入局	國銀行納付金	行政帶收收入	造幣收付金	國債借入金	公債借給與	官吏俸給給與	手當及恩給	邦警察交付金	歲出計	當年度分
二三七、四	一八〇	二大七、九	二三七、四	一八〇	一	七〇八、六	一三一三、三	一九〇、〇	五九二七、五	一九三三—三四年度分
二三七、四	一八〇	二大七、九	二三七、四	一八〇	一	七〇八、九	一三一三、三	一九〇、〇	五九二七、五	前年度繰越
二三七、四	一八〇	二大七、九	二三七、四	一八〇	一	九二一	二九八、七	一九〇、〇	五九二七、五	計
二三七、四	一八〇	二大七、九	二三七、四	一八〇	一	九二一	二九八、七	一九〇、〇	五九二七、五	一九三三—三四年度實績

			歲	入	不	足	計	五、九、二、七、五	二、二、五、四	六、一、五、二、九	六、二、七、〇、一
			過	年	度	歲	入	不	足		
			過	年	度	歲	入	不	足		
			國	庫	金	在	高				
			當	年	度	歲	入				
			次	年	度	繰	越				
			當	年	度	歲	入				
			特	別	歲	入					
			普	通	歲	入					
			一	八	八	〇	〇				
			一	〇	〇	、	〇				
			一	〇	〇	、	〇				
			二	二	五	、	四				
			二	四	五	、	八				
			三	一	三	、	七				
			三	一	三	、	三				
			二	一	一	、	〇				
			二	一	一	、	〇				
差	引	歲	入	不	足	現	任	高			

ウ、一九三四—三五年度豫算
一九三三—一九三四年ヒトラー内閣の豫算は二十一億一千萬
マルクの赤字の上に編成されたることは前述の如し、一九三四

に入りて、愈々國民經濟振興策に依る既定負担、再軍備に要する
歳出の増加、是等はその豫算の上に計上せざるべからざるに至る。
而も尙之に對しては租税の増徴を行ふことなく寧ろ之を輕減しつ
ゝ歳出入の均衡を得せしむべく豫算を編成せざるべからず、茲く
於てヒトラー内閣は一九三四年三月二三日に「一九三四年度國豫
算法」を公布し、先づ豫算編成の目的を明瞭にせり。

(三) 一九三四年度國豫算法

一九三四年三月二三日

國政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 國豫算ハ歳出歳入各六十四億五千八百二十八万一千六百
マルクトシ、本法附表ニ之ヲ定ム

第二條 会計法第七十五條ノ規定ハ一九三四年度ニ於テハ之ヲ適用セス

第三條 一九三二年五月一二日附債務償還及信用調達授權法第二
條ハ一九三四年度ニハ之ヲ適用セス
第四條 一九三四年度國豫算ハ特別歳計ニ開スル支出ヲ包含セス
第五條 大藏大臣ハ
一、後日確定セラルヘキ一九三三年度歳入不支額補填ノタメ必
要額及

ニ、一九三九年六(七)分利附國債ノ償還資金充當ノタメ、一億
八千三百万マルクト限リ信用方法ニヨリ調達スルヲ得

第六條 一九三四年度ニ於テ國遞信事業ハ一九三四年二月二七日
附行政整理法第三條ニヨル交付額、外、第一次及第二次減俸令
ノ結果生シタル人件費節減額ヲ國庫ニ繰入ルヘシ
第七條 (一) 既ニ大藏大臣ニ與ヘラレタル保証ノ權限ハ一九三四
年度ニ於テモ其ノ效力を有ス

(二)

大藏大臣ハ

ア、ドイツ外國貿易促進ノタメ一億マルクヲ限り保証ヲナシ。
 ト、ドイツ海運業維持ノタメ三千五百万マルクヲ限り保証ヲ
 ナシ、又ハ國庫証券ヲ信用ニ供シ
 ウ、乳製品及鶏卵市場統制ノタメ一千八百万マルクヲ限り保
 証ヲナシ
 ニ、家畜及獸肉製品市場統制ノタメ八百万マルクヲ限り保証
 ヲナシ
 ヌ、一九三四年度ニ國庫カ壳却スル國鐵道會社優先株ノ所有
 者ニ年七分ノ配當ヲ保証スルノ権限ヲ有ス
 ノ、一九三一年三月三十一日附農地植民獎勵法第一條ニ基ク新
 規保証責任ノ最高額ハ一九三四年度ニテハ一億五千万マルク
 トス

(四)

一九三〇年一二月一日附經濟財政安定ニ関スル大統領令第
 七編第二章ヘ小住宅建設ノタメ保証引受ノ第一條ニ基ク保証
 責任ノ最高額ハ一九三四年度ニ於テハ一億マルクトス

(五)

國ノ保証スル債権カ外國本位貨幣ヲ以テ表示セラル、時、
 常該ノ保証債務ヲ保証權限賦與額ニ算入スルタメニハ、保
 証告示前最近ニ發行セラレタル國官報及プロシア官報附錄ノ
 課稅標準相場表ニ公表セラルノ平均相場ニ基キ、保証責任額
 ヲ國マルクヲ以テ算出スヘシ、右ハ既ニ賦與セラレタル權限
 ニ基キ外國本位貨幣ヲ以テ表示セラレタル債権ヲ保証スル場
 合ニモ之ヲ適用ス

第八條 一九三四年度ニテハ國遞信事業ハ災害保險及廢疾保險ノ
 保險料支拂及廢疾保險加入票壳却ニ対シ、國係保險主体ヨリ補
 償金ヲ受け、其ノ金額ハ大藏大臣ハ協議ノ上勞働大臣之ヲ定ム

ス

第十條 坑夫組合年金保険ノ負擔輕減及其ノ給付能力維持ノタメニスル資金ノ割合及使用ニ因シテハ大藏大臣ト協議ノ上労働大臣其ノ細則ヲ定ム

第十一條 (一) 大藏大臣ハ一九三四年一月三日附國家改造法ノ實施ニ當リ、邦ノ行政諸部門又ハ其ノ一部門内ノ諸部分ヲ國ニ移管スル場合、余令ニヨリ國豫算ヲ補充スルヲ得。此ノ場合形豫算ヲ以テ既ニ其ノ目的ヲ規定シ現會計年度ノ終ア迄ノ期間ニ割當テラレタル費額ニハ抵觸スルヲ得ス。

(二) 右ノ目的上邦ノ官吏ニシテ直接國ノ事務ニ服スルトキハ、以下ノ規定ニ從ヒ會計法第三十六條ノ規定ヲ準用ス。國儀針ニ在リテハ邦ノ俸給系統中其ノ該當スル俸給系統ノ職務ニ

準スヘク、基礎俸給ケ國俸給令中ノ何レノ俸給系統ニモ該當セサルトキハ大藏大臣暫定的規定ヲ制定スルヲ得。

第十二條 (一) 一九三四年度ニテ國ノ行政官廳ノ官員制アル下級及簡單ナル中級官職ノ官員ニ欽員ヲ生スルトキハ、不要ノ職員ヲ以テ補充スルカ又ハ轉任若ハ同一官職内ノ昇級ノ方法ニヨルノ外、其ノ九割迄ヲ待争手當受領者又ハ扶助請求権者中ノ適當ナル者ヲ以テ補充スヘシ、比較的中級ナル官職ノ欽員中五割ニ付キ又同シ、又右ニ付ノ任命制限ニ因スル規定ハ扶助請求権者ノタメ留保セラレタル官職ノ系統ノ官員制アル官職ニ付キテノミ之ヲ適用ス。右ノ制限ハ一九三〇年一月一日以前既ニ官員外ノ職務ニアリシ者ヲ以テスル任命ニハ之ヲ適用セス。

(二) 第一項第一段乃至第三段ノ規定ハドイツ國遞信事業ニハ左ノ割合ヲ以テ之ヲ適用ス

ア、下級官職ニテハ八割迄

イ、簡單ナル中級官職ニテハ九割迄

待余手當受領者及扶助請求権者中適當ナル者ヲ以テ之ヲ任命スルヲ要シ、専余ノニ割及一割ハ定員制ナキ官職ニアル現在職員ヲ以テ之ニ充ツ
(三) 扶助請求権者ノ登録ナク、又謄本ニヨリ権利ヲ得ルコト能ハサルトキハ例外ヲ認ムルヲ得
中左ニ掲タルモノハ相互ニ彼此流用スルヲ得
第十三條(一) 本年度豫算ニ計上セラレタル繰越シ得ヘキ歳出金額
ア、第十一門経常費第三款第三十六項中「」及「」ノ費額、臨時費第七款第三十七項中「」及「」ノ費額

1、第十六門経常費第六款第一項中「」及「」ノ費額、経常費第六款第二項中「」及「」ノ費額、経常費第六款第七項中「」
一

及「」ノ費額、臨時費第七款第四項中「」及「」ノ費額
ウ、第二十門経常費第二款第十四項中第四目及第六目ノ費額
第八門口國海軍ニ於テ艦艇建造費トシテ計上セラレタル費額ハ一九二九年度迄ニ其ノ財源ヲ拔貢セラレタル艦艇ニ関スル限り、相互ニ且既ニ豫算ニヨリ同一ノ目的ノ爲ニ拔貢ヲ経タル費額ト合シ流用スルヲ得、但シ新艦艇建造完成後三ヶ年ヲ越ユルヲ得ス、砲門及水雷備装費ノタメ拔貢ヲセラレタル費額ニツキ又同シ、新建造完成ノ年度後ニ尙水水雷備装費ノ拔貢アリタルトキハ右ノ三ヶ年ノ期間ハ最後ノ費額ノ割當テラレタル年度ノ経過セル時ヨリ之ヲ起算ス

第十四條 國豫算中物件費トシテ拔貢ヲ経タル費額ノ最後ノ一割ハ法律上ノ給付義務アルモノヲ除キ、大藏大臣ノ事前ノ同意ナクシテ之ヲ使用スルヲ得ス、専余ノ費額ニ関スル豫算ノ執行及

會計、經理ニ就テハ附表ニ定ムル施行規則ヲ適用ス

附

一九三四年豫算概要（單位マルク）

表

項 目		歲 入		歲 費	
國	大統領	五三〇〇	五九八八〇〇	經常費	臨時費
國會議會	一三三〇〇	七六〇一四五〇	三七一九六一五〇		
內閣、首相官房	一五六七五〇	七七四九七〇〇	二九六三九〇〇	四九四大六七五〇	大五七七〇〇
外務省	一五六七五〇	三三三四七二五〇	二六三四六二五〇	四三四五五四〇〇	大〇三〇〇〇
內務省	一五六七五〇	三三八七四〇〇	二七五四五三〇〇	三九五六八〇〇	大〇〇〇〇〇
勞働省	一五六七五〇	一〇一九八三〇三五〇	一九二六七八〇〇	一六二四大七九〇〇	
經濟省	一五六七五〇	一七八〇〇二五〇〇	一七二八〇〇二五〇〇	大〇三〇〇〇	
啓蒙及宣傳省	一五六七五〇	三三八七四〇〇	二六三四六二五〇	四三四五五四〇〇	
各省	一五六七五〇	三三八七四〇〇	二六三四六二五〇	三九五六八〇〇	

計	戰爭員組	國遞信事業	一般財務行政	大藏省	空軍	國債	會計檢查院	扶助及恩給	交通通省	食糧及農業省	司法部	國防省
六四五八、二八一、六〇〇	八三、七四七、九〇〇	一五二、四五八、〇〇〇	五六三四、一二〇、〇〇〇	一〇一、三五〇	二六、九五九、九〇〇	二七六、二三六、三五〇	二〇八、一〇〇	一六二八〇〇二五〇〇	二六、五四八、八〇〇	一二四、五三〇、三〇〇	一五、大〇三、大〇〇	一一、三一八、八五〇
五八五八、二一六、大五〇	四三九、一四七、九〇〇	二八〇〇〇	四五八、二四四、〇〇〇	一九一、五八〇、一五〇	四五九、八四八、六〇〇	五七八、四六〇、五〇〇	二〇一、一一〇	二六四一、一〇〇	七六、四五五、七〇〇	一一四、七〇六、一五〇	一二、九三八、〇〇〇	七〇六、一七九、三五〇
大〇〇〇大八、九五〇									一一九、九九四、五五〇	九二、四大二、〇〇〇	一三六、八〇〇	一八八、一四三、八五〇

以上の基礎條件に基キ更に詳細に一九三四—三五年度の豫算の

特徵を検討するに次の如し

(1) 國民經濟振興の既定負担の織込
國民經濟振興に要する経費は豫算法によるときは労働者の豫算に計上せらるべきものなるが、元未該省が豫算として右の振興費を計上するに當りては、労働雇傭費、住宅建設費等に於て之を爲す、而して既に述べたる如く、一九三四年度に割當られたる既定負担は、大億五千二百五十万マルクに上る

一七五〇百万マルク

ゲーレケ計画	七四、五
ラインハルト計画	九一、〇
租税証券(割増金を含む)	三一二、〇
計	六五二、五

然るに同省の歳出豫算を見るに、膨大なる既定負担を含みながら、次の如く一九三三年度に比して、總括的には歳出の減少を示し居れり。

		項 目		一九三四年度		一九三三年度		增 減	
労 動 本 省	三〇三〇、大五〇 <small>マルク</small>	労 動 本 省	三〇〇五、一五〇 <small>マルク</small>	五二〇、八四五、五〇〇	五二一、七六六、一〇〇	二八八五、五〇〇	二八一〇〇	九二〇、六〇〇	二五、五〇〇 <small>マルク</small>
社 会 保 険	三〇三〇、大五〇 <small>マルク</small>	社 会 保 険	三〇〇五、一五〇 <small>マルク</small>	一九一、三六〇〇	一九一、三六〇〇	一一九、五一八、六〇〇	一一九、五一八、六〇〇	九三七、二、八五〇	一八五、〇〇〇
國 外 保 全	一八五、〇〇〇	福 利 施 設	一八五、〇〇〇	二、三七二、八五〇	二、三七二、八五〇	一一九、五一八、六〇〇	一一九、五一八、六〇〇	九九、二五〇	九三九、〇〇〇
勞資關係監督官	五、三五〇	労 動 法 労 働 保 護	一八八、大〇〇	二〇、三七三七、九〇〇	二〇、三七三七、九〇〇	一八八、大〇〇	一八八、大〇〇	八四、二一九、三〇〇	一八五、〇〇〇
労 動 保 護 博 物 館	三八、〇〇〇	國 際 労 動 事 務 局	九九、二五〇	(+) 一八八、大〇〇	(+) 二三四、二五〇	(+) 二〇、三七三七、九〇〇	(+) 二〇、三七三七、九〇〇	(+) 二一三八、大〇〇	(+) 九九、二五〇

殊に表に於ても明瞭なる通り、授職政策の徹底のために國職業紹介及失業保険局に対する國交付金は全然不要となりたることに起因す、換言すれば前年度に比し約四億の労働省豫算を、大億五千二百万マルクの既定負担を支出せらるゝ、尚ほ節減し得たりしは、從來失業保険事業に対しては、國並國職業紹介及失業保険局若くは市町村等參與し居り、此の三者は法律上の立場に在りては夫々別個の主体なるも、經濟的意義に於ては統一的会計となりて失業者を扶助し居れるものなり、然るにヒトラー内閣に至リ國庫は此の社會保険主体より脱し、他の主体にありて万一敗源の不足を生じたる場合にありてのみ、其の不足額を交付すべき補充的なる地位に立てり、而して一九三三年以降の授職計画の実施に依りて、就業者は増加するに至り、その掛金收入の増大すると共に、反面よりせば失業者の減少となり、以て失業保険金給付額は遞減せら

斯く労働省の経費の總額に於て、減少するの結果を示したることは、一見奇異なる現象の如くなるが、之に對してヒトラー内閣は次の如く説明す、即ち國民經濟振興のために巨額の既定負担を一九三四年度に於て支出したことは事実なるも、一方其の振興策の結果、失業者は激減し終つて社會費の支出は著しく減少し、

項	目	一九三四年度	一九三三年度	増 減
失業救濟、労働雇傭	ニ大四、ハ一三、五〇〇	一五九、ハ五〇、〇〇〇	一五九、ハ五〇、〇〇〇	(+) ニ大四、ハ一五、〇〇〇
職業紹介、失業保険				
住宅建設	五九、セ一ハ、ハ五〇	九ハ、大ハ五、九〇〇	一三八、九大七、〇五〇	(+) 三八、九大七、〇五〇
扶助事務所	四大、三ニ五、一〇〇	四大、ハ九一、大五〇	五六六、五五〇	(+) 五六六、五五〇
國扶助裁判所	九七四、ハ〇〇	一一四四、三五〇	一大九、五五〇	(+) 一大九、五五〇
計	一〇、一九、ハ三〇、三五〇	一三九七、五ニ六、六五〇	(+) 三七七、六九六、三〇〇	(+) 二二四

二
六

す
れ、職業紹介及失業保険局は歳入の不足を感じることなく却つて歳入の剰余を生じ、自ら労働雇用事業に投資參與し得るに至る、要するに國庫にありては最早同局に対し補助金を交付するの必要なきに至れるものなり、之れ一九三四年に於ける歳出減少最大要素たり、以上に依り吾々はヒトラー内閣の財政上に於ける積極的因素たる、政策の一端を見、その效果の既に見顯せられたるを知る、参考のため國職業紹介及失業保険局の最近に於ける歳入歳出の実績を示

國職業紹介及失業保險局の歳入歳出実績

(軍位百万マルケ)

		年二三九一
第一四半期	四六三、九	歲入
第二四半期	四五二、五	歲出
	三六六、一	(+) 增
	(-) 減	五六、四

年四三九一年		年二三九一年		年三四年期	
第三四半期		第四四半期		第一四半期	
第二四半期		第三四半期		第二四半期	
第三四半期	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	第三四年期
三七九、八	三七八、二	三七七、九	七大五、四	四。九、七	九八三、一
二七三、七	三二一、二	三三八、〇	七九大、五	大一四、二	一二〇七二、三
(+)	(+)	(+)	(-)	(-)	(+)
一〇六、一	五六三〇	三九九	三一、一	二〇四、五	八九二、一

(2)

再軍備費

一九三四年の豫算の特徴として指摘すべきものは國防豫算の膨脹なり、勿論廣議に解釈するときは、國防省、航空省の設置されたるは既に國防費の嵩みたることを過去の豫算に於て示すものな

るが、一九三四年度に在りては、其の兩省の豫算其の他の項目に於て、國防費と見做さるべきものは、一九三三年に比し著しく増大せり、是等を如何に分配して歳入との均衡を維持せんとしたるやは、後に説明せんとする歳入問題及び歳入出の実績とに对照して論すべきものなるが、不取敢ヒトラー内閣の再軍備の状況を一九三三年と比較して次に示す。

項 目		一九三四年度	一九三三年度	増 減
國 防 省	豫 算			
經 常 費	七〇・六・一七九・三五〇	五八四・一九六・四〇〇	(+) 一一・九八ニ・九五〇	
臨 時 費	一八八・一四三・八五〇	八六・九一七・七五〇	(+) 一〇一・ニニ大・一〇〇	
航 空 省	豫 算			
經 常 費	一九一・五八〇・一五〇	七三・大七四・〇五〇	(+) 一一七・九〇六・一〇〇	
臨 時 費	一八・大〇七・五〇〇	四・大七四・四〇〇	(+) 一三・九三三・一〇〇	

一般財務行政(突撃隊及義勇労働隊補助)	二五〇・〇〦〇・〇〦〇	(+) 二五〇・〇〦〇・〇〦〇
計	二三五四・五一〇・八五〇	七四九・四大ニ・大〇〇

右に依るときは一九三四年度に於て新しく計上されたるもののは、突撃隊及義勇労働隊補助として一般財務行政費より支出せらるゝ二億五千万マルクなり、其の他国防、航空兩省の経常、臨時兩豫算共に増加し、全体にて實に大億五百万マルクだけ一九三三年度を超過せり、殊に注目すべきは各費目共に臨時費に於ける増加率の大なることにして、此の臨時費の増大は要するに新兵器の整備たる内容の充実のために支出さるゝものたることを示す、然らばヒトラー内閣は此の増加せる豫算を如何にして捻出せるやの問題となり、これ一九三四年度の豫算を知らんとする場合に於ての眼目を爲すものなり、これに對して豫算上知り得べきことは、ヒトラー内閣は失業扶助費、恩給費、公債費等の歳出節減及歳入不足補填

費を以てせり、即ち扶助及恩給費の項目にありては、次の表の如く一九三三年度に於て十三億一千万マルクに上りたるものと、二億八十万マルクに切り下げて、約三十三百万マルクを節約せり。

項 目		一九三四年度	一九三三年度	増減
		扶助及恩給	扶助及恩給	
文 官 恩 給	一〇三八〇八〇〇〇	九九三三七〇〇〇	四四七一〇〇〇	
新 軍 人 恩 給	八〇九四七〇〇〇	八八、大九三〇〇〇	七七四大〇〇〇	
旧 軍 人 恩 給	一〇九五二七〇〇〇〇	一一五二七〇〇〇〇	(+) 三〇〇〇〇〇〇〇	(+)
計	一、二八〇〇二五〇〇〇	一、三一三三〇〇〇〇〇	一、三三ニ七五〇〇〇	

元末扶助及恩給の請求権者は主として世界大戦に出征したる將率及その遺族にして、其の数は極めて多く給付額の増加は國家財政に対する重圧を加へるに至れるものなり、これを節約するの方

は扶助及恩給諸求権者の整理を断行するに非らずば実現せしむを得ず、かくして先づ鳥されたるものは既に社會政策の場合に説明せる如く再婚したる寡婦の除外、孤児恩給金受領年限の引下げにして、十八才を十六才と与しかくして其の数の制限を圖れり、一九三四年度豫算に於て扶助及恩給支出経費の節約されたるは、その該年金請求権者の数の制限に結果するものなり、試みに一九三四年迄に至る各年度に於ける年金請求権者の数を示せば次の如くにして、此の趨勢に於て今後は次第に其の数を減すると共に経費も亦従つて節約せらるゝに至るものなるべし。

請求権者	一九二四年	一九二八年	一九三年	一九三四年
戰時負傷者	七二〇、九三一人	七六一、二九四人	八三九、三九六人	八〇四五〇四人
戰死軍人寡婦	三七一、七九二	三七二、〇〇一	三七八、〇〇七	三七六、三一六

請求権者	一九二四年	一九二八年	一九三〇年	一九三四年
戦死軍人父母	一九三九年	二六一、二二九	三六六、四五二	三〇九、七六三
戦死軍人孤児	一九三一年	七九七、五三一	一九一、五一八	一四五、二三三

次は公債に依る歳入の増加とその償還費の節減に依れる財源捻出となり、此の両次の第一には一九二九年七分利付ヒルファーデン格公債の借換にして、該借換は一九三四年豫算法第五條に基くものなるが、三億マルクの起債を爲したるため、一九三四年度の豫算面にありては、償還は一九三三年度に比し約一億七千六百マルクの超過を示し居れるも、此の内にはヒルファーデン格公債の借換費を含むものにて事実上は全体として公債借換のため歳入は増加したものなり、其の結果は一九三五年の豫算に依らざれば詳細に現はあるを得ざるが、要するに一九三四年度は流動公債の運用によつて、其の超過を補填せり。又、前記の如きは、主として、更に一九三四年度に限りては、その二回の中一回だけ償還期限の到来せるものとせり、此の爲に一九三三年度に比し約一億二千万マルクの節減を行ふを得たりしものなり。第三には右に類似したる処置として、一九三三年度の豫算に計上されたる過年度歳入不足額補填費一億マルクの支出を削除せり。此の削除の理由は、労働雇傭、軍備拡張等の緊急を要する歳出に比較するとときは、歳入不足の補填軽減の如きは寧ろ第二次的意義を有するものに過ぎずとのナチス的積極主義に依る財政方針に基くものなり。國債費の状況を一九三三年度に比較して示せば次の如し

依り歳出超過を補填したることは明かなり。第二はマルク公債の抽籠償還支拂の一部停止なり、從來右の償還は毎年一回よりしき豫算法第三條に基く年二回に分割すること、もし、更に一九三四年度に限りては、その二回の中一回だけ償還期限の到来せるものとせり、此の爲に一九三三年度に比し約一億二千万マルクの節減を行ふを得たりしものなり。第三には右に類似したる処置として、一九三三年度の豫算に計上されたる過年度歳入不足額補填費一億マルクの支出を削除せり。此の削除の理由は、労働雇傭、軍備拡張等の緊急を要する歳出に比較するとときは、歳入不足の補填軽減の如きは寧ろ第二次的意義を有するものに過ぎずとのナチス的積極主義に依る財政方針に基くものなり。國債費の状況を一九三三年度に比較して示せば次の如し

		一九三四年度 豊 算			一九三四—三五 年度 実 繰		一九三四—三五 年度 実 繰		一九三四—三五 年度 豊 算		一九三四—三五 年度 実 繰	
		一九三四年度 実 繰			一九三四—三五 年度 豊 算		一九三四—三五 年度 実 繢		一九三四—三五 年度 豊 算		一九三四—三五 年度 実 繢	
		一 嶽 入	國 有 財 產 收 入	國 遺 信 事 業 印 刷 局 益 金 繸 入	庫 取 得 分	租 賦 收 入	國 有 財 產 收 入	庫 取 得 分	租 賦 收 入	國 有 財 產 收 入	庫 取 得 分	租 賦 收 入
公 債 借 入 金	二七五、〇	七〇、〇	一八、〇	一五二、五	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度	五二四、二	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度	五二四、二	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度
賠償金補填貯源	一七五、〇	七〇、〇	一八、〇	一五二、五	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度	五二四、二	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度	五二四、二	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度
發券銀行納付金	一七五、〇	七〇、〇	一八、〇	一五二、五	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度	五二四、二	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度	五二四、二	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度
補填貯源	一七五、〇	七〇、〇	一八、〇	一五二、五	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度	五二四、二	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度	五二四、二	五、〇八七、九	一九三四—三五 年度

補填処置につき概要を述べたるが、茲に於て最後に同年度の実績は如何なる状態と存れるやを表く依りて示し簡単なる解説を爲すこととする。

備考、國債費は歳計に於ては約五千九百万マルクの増加を示すも、この内にはヒルフアダーニング公債の借換費を含むを以て、本文に於て説明せる如く、借換收入を併せ考慮せば公債全体にて歳入増となる。

以上に依りて一九三四年度に於ける主なる歳出の説明及これが

國 債 費	一九三四年度	一九三三年度	增 減
國債管理費	四、三三四、〇〇〇 マルク	四、四〇五、八〇〇〇 マルク	
特別國債事務費	八〇八、六〇〇	八一三、七〇〇	(一)
利子支拂	二〇三、九八〇、五〇〇	二〇〇、〇四五〇五〇	(+) 三九三五、四五〇
償還費	一九七、七九二、四〇〇	一一一、九五〇	(+) 一七五、大八〇、四五〇
マルク公債償還費	一七一、五四五、〇〇〇	一九一、大五四、一〇〇	(+) 一二〇、一〇九、一〇〇
計	五七八、四大〇、五〇〇	五一九、〇三〇、六〇〇	(+) 五九、四二九、九〇〇 マルク

社会保険費		小額利子所得者救濟	労働雇傭傳	義勇労働	脂肪燃料調整	ドレスデン銀行出資	國內戦時賠償	対外賠償	計	歳入不足	三總括	過年度歳入不足
五二〇・八		二八・〇	三二四・五	二五・〇	大六・〇	一〇・四・〇	二九九・二	一四〇・〇	大四五・三	一	一	一
五二〇・八		二八・〇	三六二・五	二五・〇	一二八・七	一〇・四・〇	五五・五	一	三一三・三	一	一	一
五二八・二		二八・〇	七三六・一	三六六・一	一四・〇	一〇・四・〇	三五四・七	一四〇・〇	六七七一・六	一	一	一
五二八・二		二八・〇	七三六・一	三六六・一	一四・〇	一〇・四・〇	二九七・五	一八四・八	八二二・〇	四一四・八	一	一
五二八・二		二八・〇	七三六・一	三六六・一	一四・〇	一〇・四・〇	二九七・五	一八四・八	八二二・〇	四一四・八	一	一
五二八・二		二八・〇	七三六・一	三六六・一	一四・〇	一〇・四・〇	三五四・七	一四〇・〇	六七七一・六	一	一	一
五二〇・八		二八・〇	三六二・五	二五・〇	一二八・七	一〇・四・〇	五五・五	一	三一三・三	一	一	一
五二〇・八		二八・〇	七三六・一	三六六・一	一四・〇	一〇・四・〇	二九七・五	一八四・八	八二二・〇	四一四・八	一	一
五二〇・八		二八・〇	三六二・五	二五・〇	一二八・七	一〇・四・〇	五五・五	一	三一三・三	一	一	一
五二〇・八		二八・〇	七三六・一	三六六・一	一四・〇	一〇・四・〇	三五四・七	一四〇・〇	六七七一・六	一	一	一

												一九三四年度豫算	
												一九三四年度實績	
												年分	
各邦交付金		國債償還		利拂 定期減債及 費		國債費		物件費其 他		扶助恩給		二歲出	
一九〇·〇	三五〇·三	一七一·五	四〇一·八	一五·二	一五·三	一五·三	一五·三	一五·三	一五·三	一五·三	一五·三	六四五八·三	三三〇·七
一九〇·〇	三五〇·三	一七二·〇	四〇一·八	一五·二	一七三九·一	一七三九·一	一七三九·一	一七三九·一	一七三九·一	一七三九·一	一七三九·一	六四五八·三	三三〇·七
一一一·三	二四〇·二	一八〇·六	三九五·七	二五·二	二八二大六	二八二大六	二八二大六	二八二大六	二八二大六	二八二大六	二八二大六	七八〇六·一	四〇〇·一

		一九三四年度豫算		一九三四年度実績	
		前年年度繰入	年	前年年度繰入	年
國庫金現在高	一九三四年度	一九三四年度	度	國庫金現在高	度
当年度歳入不足				四一四、八	三一三、三
普通歳計				〇、四	
特別歳計					
次年度繰入					
差歳引 入不足				二五二、九	二四六、〇

らの表に依るときは、一九三四年度の実績に於て、歳入不足はヒルファーデンゲ公債の借換により豫想せざる十億三千九百六十万マルクの收入あり、歳入実に七十八億六百十万マルクに上りたるに拘らず四億一千四百八十万マルクの歳入不足ととなり、更に過年度歳入不足を加算するときは二十四億六千四百万マルクの

赤字財政となりたるものなるが、これ等は事实上にありては赤字となるべきものに非らずして、ヒトラー内閣は公債の発行によりて之を補填し、換言すれば公債の累積を以て財政上の歳入不足を補ひつゝありたるものなり、是等の説明は公債の項に於て爲す豫定なり

二 一九三五年度豫算

ヒトラー内閣の財政政策は歳入不足額は必ずしも租税收入により補填せず、これを公債の発行に俟ち、以て普通歳計に繰入れ經常的歳出に充當するの方針にあるものなることを、既に過去二ヶ年の豫算の実績に於て知ることを得たり、即ち一九三四年度の差引歳入不足は二十四億六千四百万マルクの巨額に達したるも、國庫は之を公債によりて補填し、國民經濟の振興によりて将来租税の自然增收は実現し、且公債は次第に整理されつゝ行くも

のよりとの確固たる信念の下に歳入歳出の均衡を維持しつゝあり。事実上にありても租税の自然增收及公債借換消化の状態は一九三四年度豫算実績に於て示されたる如なり。然るに一九三五一年度豫算編成に當り、ドイツ政府はザール地方復帰の結果、行政上の各種なる暫定的措置を爲すの必要ありとして、一九三五年度國豫算法を制定することなく單に豫算施行法を公布したるのみなり。それ故数字上該豫算を説明することを得ざるが左に豫算施行法を掲げ、之に基きたる解説を加ふることとする。

(四) 一九三五年度國豫算施行法

一九三五年三月二九日

第一條 一九三五年度豫算法制定ニ至ル迄ハ國務ノ遂行及義務ノ履行ニ缺ク可カラサル歳出ノ外之ヲ支出スルヲ得ス、財源ノ使

用方法及歳出ノ總額ニ關シテハ次ノ規定ヲ適用ス
一、各款項ニシテ政府ノ確定シ又ハ確定スヘキモノ、法律ニヨリ定メタルモノト看做ス
ニ、其ノ他大藏大臣ハ所管大臣ト協議ノ上、関係行政事務ニ關シ必要ナル財源ヲ與ヘソノ使用ヲ決定スル権限ヲ有ス
第二條 國豫算中物件費トシテ一般検贊ヲ經タル費額中、最後ノ一割ハ法律ニ基ク給付義務アルモノヲ除キ、大藏大臣ノ事前承認アル場合ノ外之ヲ使用スルヲ得ス、其ノ他國豫算ノ執行及會計ノ經理ニ關シテハ附錄ニ定メタル施行規則ニ據ル
第三條 第八内口、聯邦海軍ノ部ニ於テ艦艇建造ノ爲メ豫定セラレタル歳出財源ハ一九二九年度迄ニ檢贊セラレタル艦艇ニ關スル限り相互ニ且既ニ過去ノ豫算ヲ以テ同一目的ノタメ検贊セラレタル費額ト同シ、之ニ充ツルコトヲ得、

但シ新造完了ノ時ヨリ三年ヲ超ユルヲ得ス、砲装及水雷裝備ノ目的ヲ以テ快賛セラレタル歳出財源ニツキ又同シ、新造完了ノ年度後ニ於テ尙水雷裝備ノ烏メ歳出財源ノ快賛セラレ居ル場合右三ヶ年ノ期間ハ最後ノ費額ノ快賛セラレタル會計年度ヨリ之ヲ起算ス

第四條 國保険令第一三八四條ニ基キ病疾保険主体ニ交付ス可キニ億マルクノ國補助金ハ労働大臣ト協議ノ上大藏大臣ノ決定スル金額迄之ヲ債務証書又ハ國庫証券ヲ以テ交付ス、債務証書又ハ國庫証券ノ發行條件ハ労働大臣ト協議ノ上大藏大臣之ヲ決定ス

第五條 坑夫組合年金保険ノ負担輕減及其ノ給付能力維持ノタメニスル歲出財源ノ割當及使用ニ關シテハ大藏大臣ト協議ノ上労働大臣之ノ細則ヲ決定ス

第六條 一九三五年會計年度ニ於テハ左ノ條規ノ適用ナシ
ア、會計法第七十五條

イ、會計法中特別歲計ニ關スル規定

ウ、一九三二年五月一二日附債務銷却及信用調達權賦與法第二條

エ、國保険令第二百五條ニ

第七條 (一)既ニ大藏大臣ニ與ヘラレタル保証ノ權限ハ一九三五年會計年度ニ於テモ其ノ效力ヲ有ス

(二)大藏大臣ハ

ア、ドイツ外國貿易獎勵ノ烏メニ億マルクヲ限り保証ヲナシ

イ、家畜及屠畜製品市場統制ノ烏メ三千万マルクヲ限り保証ヲナシ

ウ、ドイツ羊畜飼養及羊毛製造獎勵ノタメ八百万マルクヲ限り

保証ヲナシ

一三五

五、鷄卵市場統制ノタメ、二千五百万マルクヲ限り保証ヲナシ
オ、牛乾酪及脂肪市場規制ノタメ、二千万マルクヲ限り保証ヲナ
シ
カ、麻浸漬所設立及經營信用ノタメ五百萬マルクヲ限り保証ヲナ
シ
キ、土地改良ノ方面ニ於テ労働雇傭施設ノ獎勵ノタメ一億マル
クヲ限り保証ヲナシ
ナシ

ク、一九三五年度中ニ政府ノ壳却ス可キ國鐵道公社優先株ノ所
有者ニ對シテ年七分ノ配當ヲナスヘキ保証ヲナスノ旌限ヲ有
ス

(三) 一九三一年三月三一日附養地植民獎勵法第一條ニ基ク新規
保証義務ノ最高額ハ一九三五年度ニ於テハ之ヲ七千五百万マ

ルクトス

(四)

一九三〇年一二月一日附經濟及財政ノ安寧ニ関スル大統領
令第七部第二章ヘ小住宅建築ノタメノ保証引受ニ關スル規定
第一條ニ基ク保証義務ノ最高額ハ一九三五年度ニテハ之ヲ一
億五千万マルクトス

(五) 國ノ保証スル債權カ外國本位貨幣ヲ以テ表示セラル、時
當該ノ保証債務額ヲ保証權限賦與額ニ算入スルニハ、保証告
示前最近ニ發行セラレタル國官報及プロシア官報附錄ノ課稅
標準相場表ニ公表セラル、平均相場ニヨリ保証責任額ヲ國マ
ルクヲ以テ算出スヘシ、右ハ既ニ與ヘラレタル權限ニ基キ外
國本位貨幣ヲ以テ表示セラレタル債權ヲ保証スル場合ニモ之
ヲ適用ス

第八條 一九三五年度ニ於テハ國遞信事業ハ災害保險及廢疾保險

一三五

ノ保険料支拂及廢疾保険加入票ノ壳却ノタメ、因係保険主体ヨリ補償金ヲ受ク、ソノ金額ハ大藏大臣及遞信大臣ト協議ノ上勞勵大臣之ヲ定ム

第八條(一) 一九三五年度中、國家行政官廳中下級又比較的簡單ナル中級官職ノ差員ニシテ缺員ノ生シタル時、不要ノ職員ヲ以テ、又ハ轉任ノ方法若ハ同一職務内ニ於ル昇進ノ方法ニヨリ任命セラレサル限り、少クモソノ九割迄ハ待余手當受領者又ハ扶助請求権者中適當ノ者ヲ以テ任命スヘシ、比較的高級ノ官職ノ缺員中五割ニツキ又同シ、(一)及(二)ノ任命制限ハ扶助請求権者ノタメ留保セラレタル官職ノ系統中ノ差員制アル官職ニミ適用ス、右ハ一九三一年一〇月一日既ニ差員外タリシ官職ニアリシ者ノ任命ニ之ヲ適用セス

(二) 第一項ノ規定ハ國遞信事業ニ関シテハ次ノ如ク之ヲ適用ス

ア 下級官職ニ於テハ八割迄

イ 簡易ナル中級官職ニ於テハ九割迄

適當ナル待余手當受領者又ハ扶助請求権者ヲ以テ之ニ任スルコトヲ要シ、専余ノニ又ハ一割ニ関シテハ差員制ナキ職務ノ現在職員ヲ以テ之ニ當ツヘシ

(三) 扶助請求権者登録セラレス、且騰本ニヨリ権利ヲ得ルコト能ハサルトキハ例外ヲ認ムルコトヲ得、

第十條(一) 大藏大臣ハ各邦ノ官吏差員ヲ邦ノ歳計ヨリ國ノ歳計又ハ他ノ邦ノ歲計ニ移管スルノ權限ヲ有ス
 (二) 前項ニ於テソノ地位ニ在ル官吏ヲ具ニ移管セル場合、石官更ハ会計年度末ヲ限りトシ後日法規ノ差メラル、迄在未ノ官名ヲ有シ、ソノ移管前ニ所屬セル邦ノ法律ニヨリ差メラレタル率ニ從ヒ基礎俸給ヲ受ク

第十一條 司法大臣ハ大藏大臣ト協議ノ上、各邦司法歳計中繰越可能ナル款項中、一九三四年度末ニ於ケル歳出残額ト同一款項ノ下ニ豫定セラレタル目的ノ爲メ國ニ対シ請求スル権限ヲ有ス右ノ施行法に依るとキは豫算編成上ノ方針は一九三四年度國豫算法に基くものと同一なるが、歳出として計上すべきものゝ内容は著しき変化あるを認むるを得、例へば大藏大臣の保証権限に於て、一九三四年度豫算に依るとキは、外國貿易奨励のため一億マルクを保証限度とせるが、一九三五年度に入リては外國貿易の振興に全力を注ぎその保証限度を倍加して二億マルクとせり、ニドイツの國內産業がヒトラ内閣成立以来の努力により、金融及資本市場の改善並租税上の輕減其の他の結果により生産財及消費財共に活況を呈し、一面國際決済を良好に導かんとするの政策の具頭と見るを得べし、又農地植民奨励法による保証は一九三四年の

一億五千万マルクは一九三五年度にありては、逆に半減せられて七千五百万マルクとせり、ニドイツせ襲農場法の效果の次第に現はれると、失業者の授職はその緒にフキ、農地への還元をそれ程必要とせざるに至れる結果なり、それ故その反面に於て、之等職を得たる労働者に対し住宅を供與するための小住宅建築のための保証引受は、一九三五年に於ては一九三四年度に比し二分の一を増加して一億五千万マルクに増額せり、而して全般的には社会施設的に要する経費は次第に節減せられ、寧ろ産業助長のための経費支出の増加せるを観取するを得、即ち家畜及屠畜製品市場統制費は一九三四年度の千八百万マルクは一九三五年度には三千万マルクとなり鷄卵市場統制費も亦前年の八百万マルクは二千五百萬マルクへと増加せられ、更に前年度に於て計上せざりし羊畜及羊毛製造奨励のための八百万マルク、脂肪市場統制費三千万マ

ルク、織維工業のための五百万マルク、土地改良方面の労働雇傭施設費一億マルク等を新規に計上して保証し得ること、せり。右の豫算施行法を概括的に述べれば、要するに國政府の財政は國民經濟振興策の普及に依り、より積極的な方針の下に編成され、に至れるものなるべし。又ビ之れを実証するの統計を欠くを遺憾とす。

4. 財政と公債

ヒトラー内閣は歳入の不足を一時流動公債に依りて支弁し、後年度に於て租稅收入より銷却するものなること、併これが銷却を行はざるの結果歳入不足は流動公債の形式に於て累積せられつあることを説明せり。それ故此の累積せられたる公債が財政上特に租稅政策の上に如何に影響を及ぼすの結果となるやを検討するの要あり、今流動公債の各年度に於ける発行額を統計上より見る

ときは次の如く、各年度の歳入不足額と略々一致し居れるを知るを得

國銀行信用	國庫手形	割引發行國庫証券	支拂債務	保証債務	歳入不足額	流動公債	一九三三年三月末		一九三四年三月末		一九三五年三月末	
							内訳	一、八八〇、〇〇	二、一一〇、〇〇	二、四〇四、四〇	二、四〇四、四〇	
其の他の借入金	八六・大	二六・七	三〇・七・〇	大九四・一	一、一五二・二	一、五一四・四		一、八八〇、〇〇	二、一一〇、〇〇	二、四〇四、四〇	二、四〇四、四〇	
國庫手形	三四・三	二六・〇	三九四・二	三二四・七	一、一五二・二	一、九三一・四		一、八八〇、〇〇	二、一一〇、〇〇	二、四〇四、四〇	二、四〇四、四〇	
國庫手形	一	大三・五	二七四・大	三七〇・一	一、大九六・二	二、四〇四、四〇		一、八八〇、〇〇	二、一一〇、〇〇	二、四〇四、四〇	二、四〇四、四〇	

更に石の流動公債の外に、労働雇傭及再軍備のため特殊手形を発行し居れるが、該手形は國が中向銷却の債務となし居れるものにして、軍需手形は發行高不明なるが、労働雇傭のものは十八億八千八百万マルクに上り居れり、乍併之等は大体に於て労働國庫証券及租税証券が見返り担保となりて發行されたるものなるため、その計数は明瞭ならず、大体の傾向は次の数字に依り察知し得るに留まる。

	銀行引受手形	一九三三年三月	一九三四年三月	一九三五年三月
其の他の手形	一、七〇四・三 <small>百万マルク</small>	一、六四一・八 <small>百万マルク</small>	一、一八五・〇 <small>百万マルク</small>	
計	八、四三〇・〇	九、三四〇・〇	九、〇五五・〇	

右に示したる如く何れの莫よりするもビトラー内閣の下にあり

ては公債は次第に累積す、茲に於て是等公債を処理するの方法講ぜられざるべからず、然るにナチスの主張たる増税排斥策よりするときは、之を他の方法に求むるにあり、特に短期債務の錯却及整理に焦眉の急なるものあり、此の莫は第九編金融政策の項にて詳細に説明を試みたるを以て、此處に於ては單に方策の一般につき殊に財政上の關係よりの方面のみを解説する方針なるが、要するに、公債財源による積極政策に於ても自ら限度の存するものあり、その第一は直接國財政につきての影響にして、債務の利拂及償還は之を完全且確實に行ふを要し、是等は歳出を如何に節約するとも公債政策を続行する以上は利拂、償還費及これに伴ふ諸経費支出は歳出上に計上せざるべからず、第二は起債市場に於ける消化力の限界なり、勿論石の如き限度は固実的若くは絶体的のものに非らず、経済事情の変化等に依り限度に対する解釈を異に

するも、苟しくも限度の存在するものありとせば、歳計を改善し貯蓄を奨励し、以て積極政策に用ひたる支出の整理に努力すべきは當然なり、故にナチスの公債政策は先づ低金利政策をとりて國債の相場を昂め且利廻の低下すると共に貯蓄を奨励し、次いで借換工作により長期且低利債務とし、利拂と償還を容易ならしむるの方向に導くにありたり、一九三三年九月二一日附自治團体債務整理法、同年一〇月ニ七日附銀行法改正法は既に説明せる如くへ第九編金融政策の項ノ之に關する準備立法にして、前者にありては地方自治体を圧迫し居れる市町村債務を、低利なる負債整理組合発行の四分利債に借換へて低金利の先鞭とし、後者にては國銀行の所謂市場操作を容易ならしめたるものにて、短期市場に存する資金をこれによりて長期市場に流動せしめ、且一方にありては國債の相場を維持し、特に動産貸付担保適格有價証券を発券

國銀行狀況（單位 百万マルク）

貸 出	小切手、手形	外國烏賛	金	銀行券流通高	其の他即時拂債券	發券準備	一九三二年未	一九三三年三月未	一九三四年二月未	一九三五年一月未
一ヒ大	二八〇大	一七二	九八四	五四〇			一九三二年未	一九三三年三月未	一九三四年二月未	一九三五年一月未
一八三	三二二六	一一四	八〇六	大四〇			一九三二年未	一九三三年三月未	一九三四年二月未	一九三五年一月未
一四六	四〇大九	九	三八ヒ	九八四	一〇三七		一九三二年未	一九三三年三月未	一九三四年二月未	一九三五年一月未

担保に加へたることに依り、準備と資金の供給を潤沢ならしむるに貢献せるものなり、以上の工作に依る國銀行の狀況及長期資本市場の趨勢を表く依り示せば次の如し

長期資本市場

次いで公債の消化力涵養に関する諸工作行はれたり、これにつきの一聯の立法は既に第9編に掲げあるも、主なるものを再録すれば、一九三四年三月二四日附譲買力維持促進に関する法律、資本会社の大%以上に亘る配当利益を公債ストックに投資せしめんとする一九三四年三月二九日資本投資法及同年一二月四日附公債基金法、並營業上務公表規定に依り貯蓄者の信用を高め、債務に比例する商業手形、國銀行担保貸付適格証券を準備せしめ、公債消化能力を促進せしめんとする一九三四年一二月五日附信用制度に関する法律等これらより、かくして是等は政府の他方よりする國民

大 % 社 債	六 % 國 債	六 % 地 方 債	大 % 抵 当 証 券
八 .〇七	七 .九五	八 .七七	七 .五六
七 .一八	六 .五一	大 .九〇	六 .六七
六 .三八	六 .五一	六 .四七	六 .三六
			四 .七〇

經濟振興策と相俟ち、貯蓄金庫以下の同種機關に於ける預金は、一九三二年末に於て百六十一億六千七百万マルクとなりしもの、一九三四年末には百八十一億七千三百万マルクとなり、内貯蓄預金は一九三二年末の百四十一億二千二百万マルクは、一九三四年末にて百五十六億一千七百万マルクに達するの活況を呈するに至るヒトラー内閣の公債累積は市場好轉するに至れば、何等の破綻を生ぜざるが如き觀を抱かしめたり、それ故最後に政府として行るべき処置は公債の借換に依る歳入増加と公債償還策なり。此の概要は前項歳入歳出及其の実績の説明の際に示したる処なるが、一九三四年度國豫算法に基き、大藏大臣に對し起債の権限賦與せられたる爲め、愈々一九三四年六月一日四分利付公債を發行して、一九三九年の發行へ懸り且一九三四年七月一日に償還期となれるヒルフアダンゲ公債其の他の借換を断行せり

其の主要項目を示せば次の如し。(詳細第九編)

借換の目的

- 一、一九三九年一九三四年七分利付ヘ一九三一年一二月八日大分に引下げあり) 國債借換
- ニ、一九三五年七月一大日新所有公債借換

三、新規國債起債

起債金額

- 一、一億五千万マルク、ニ、七千五百万マルク
- 三、七千五百万マルク、合計三億マルク

利率

- 四%とし、但附加利子の制度を設け、額面下買入銷却の結果生ずる節減額を以て所有者に配当す。一九三五年七月一日第一回の附加利子は〇・五三%とす、利廻は五、一七%

發行價格

五。

一、は百マルク、但五マルクの現金償還。
二、は額面三百マルク及追加現金ニミ、七五マルクの拂込に對し、百マルクの四分利付新國債を與ふ、即ちニミ、七五%に當る。

三、は九十五マルクの拂込

償還

一九三四年七月一日以降毎年一。% 宛、額面下の場合には

買入銷却、額面を超過する時は抽籤償還

右借換公債の内にて一九二五年公債は償還請求権を切換公債にして、一九二一年後に取得されたる旧マルク公債を千戰前マルク対一ライヒスマルクの割合にて切換へ、依りて國が賠償債務を履行完了とするまで、償還及利拂の必要なきものなり、然るに拘

らず今回の借換に於て利子及償還請求権附のものとなしたるは、該公債は他の一般旧公債と不均衡の地位にあり、且評價の基準を改めため投機の対象となり、他の國公債に對しても悪影響を及ぼす虞あるを考慮し、國債の地位を昂めんとする方針より該公債を整理せんとしたるものなり、以上の借換に依り公債整理の実績を見るに次の如し。

一九二九年公債 四% 公債年	一九二五年公債 一九二四年	一八三〇 大四二四	一九三三年 三月未	一九三四年 三月未	一九三四年 三月未	一九三四年 三月未	一九三四年 三月未
一	大一四、三	一八三〇 百万マルク	大同 月未上	一	六一、三	一大六、七 百万マルク	七同 月未上
一	三二八、九	七三、七 百万マルク	一	二九六、五 百万マルク	七三、五 百万マルク	一	一九三五年 三月未

斯くする内に第一回の借換に成功したるビトラー内閣は、一九

三四年度の末期に至り、即ち一九三五年一月五億マルクの新公債を発行して、流動公債及労働手形を整理し、以て労働雇傭計画を円滑さうしめ、且後年度豫算に対する既定負担の重圧を減少せしむるの財政上の処置を行ひたり、然かも該起債は一九三四年度内に前回のものと共に二回も行はれ、之等が公募に依らずして總べて貯蓄金庫の引受けに依りたるは、一般市場を圧迫せざるの意図を含むこと勿論なるが、ヒトラー内閣成立以来國民經濟振興策に依り、國民の貯蓄が政府の起債を二回迄も引受けするに至れる程増大せることを物語るものなり、右一九三五年一月公債の大要是下の如し

発行額
九億マルク（引受け貯蓄金庫）
利率
四%（利廻計算は四大五%前公債に比し。五ニ召安）

発行價格
九八%マルク
償還
毎年発行額の二%及銷却による利拂節約費を以
て償還
拂込
一九三五年二月二十日迄四%、五月一五日迄
三。%、八月一五日迄三。%
これと同時に公債利子の引下工作は矢継ぎ早やに行はる。一九三五年一月二十四日附信用機関の利子引下に関する法律等之れにて公私各機関の発行する公債を半ば強制的に四%に引下げしめ低利借換を爲し償還に便をうしむ。かかる処置を講ずるためには大蔵大臣に自由なる起債権を賦與するの要あり、爲く一九三五年二月一六日「起債権賦與ニ関スル法律」を制定し、大蔵大臣ハ總統兼内閣總理大臣カ大蔵大臣ノ申請ニヨリ定メタル額ノ資金ヲ信用ノ方法ニヨリ調達スルノ權限ヲ有ス」と規定して、總統の承諾を得

國債總計	短期外債	短期外債 合計	內債合計 (一乃至五)	持租稅証券手	流通租稅証券
一一、八二、三、二	一、七七、三、〇	一、七七、三、〇	三、四、一	三、七、〇、二	八九、〇、七
一、四、三大九、五	一、五、三八、〇、一	一、五、三八、〇、一	三、〇、六、〇	一、五、七、一	一、一七九、九
一、四、三五一、七	一、四、三五一、七	一、四、三五一、七	一、一、六	一、一、六	一、一、六
一、四、三大九、二	一、四、三大九、二	一、四、三大九、二	三、一、四、三	三、一、四、三	三、一、四、三
一、二、八二、九	一、五、六、大	一、五、六、大	一、〇、四五、〇	一、〇、四五、〇	一、〇、四五、〇
一、二、八二、九	一、三五二、七	一、三五二、七	一、三五二、七	一、三五二、七	一、三五二、七
一、一、三三、三	九、八二、〇、三	九、八二、〇、三	一、二、三四三、三	一、二、三四三、三	一、二、三四三、三
一、一、三三、三	二、五七六、八	二、五七六、八	一、二、四七八、七	一、二、四七八、七	一、二、四七八、七
一、一、三三、三	大〇、〇、〇	大〇、〇、〇	一、三、六七六、二	一、三、六七六、二	一、三、六七六、二
一、一、三三、三	五四七、一	五四七、一	一、三、七〇、二	一、三、七〇、二	一、三、七〇、二
一、一、三三、三	四〇、九、八	四〇、九、八	一、一七九、九	一、一七九、九	一、一七九、九
一、一、三三、三	八九、〇、七	八九、〇、七	一、一七九、九	一、一七九、九	一、一七九、九

之を要するに、トラウト内閣の公債政策は一九三五年度一月末まで至る迄の間に於て、公債は一九三三年三月末に比し、約二十

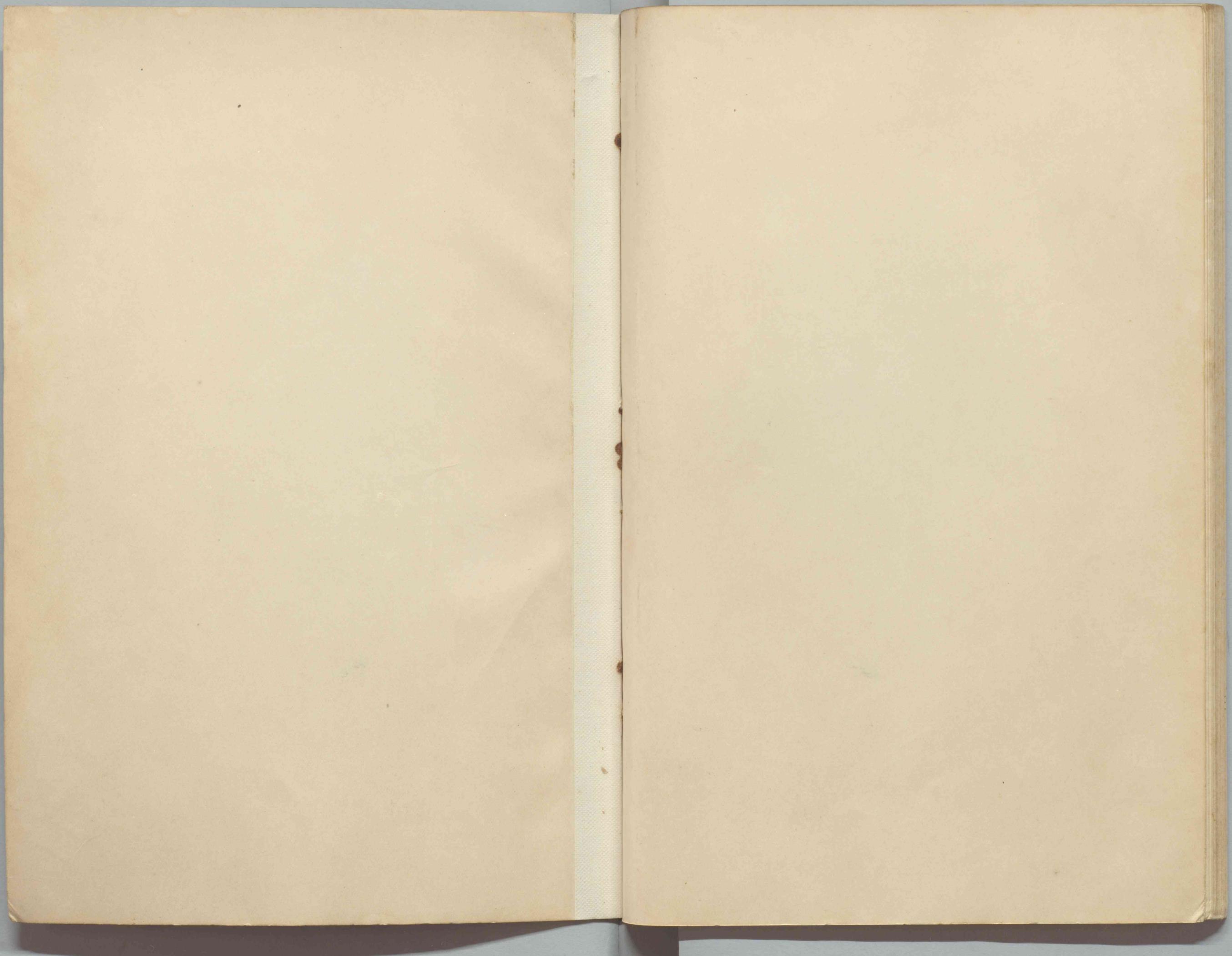
五億五千ヒ百万マルクを増加したるとは謂へ、其の内容を見る時は外國債は一二億九千九百万マルクの減少にて、増加したるもののは主として内國債に於て三十八億五千六百万マルク増加せるに起因す。右は總括的觀測なるも公債の貢よりせば非常に改善せられ居り、借換によりて七%乃至は六%の公債及國庫証券は極度に減し四%程度のものと集中せられ、然か短期國債は大体に於て長中期國債へと切換られたるに、國債費支出は次第に財政上の重圧とならざるの状態へと推移しつゝあるものなり。

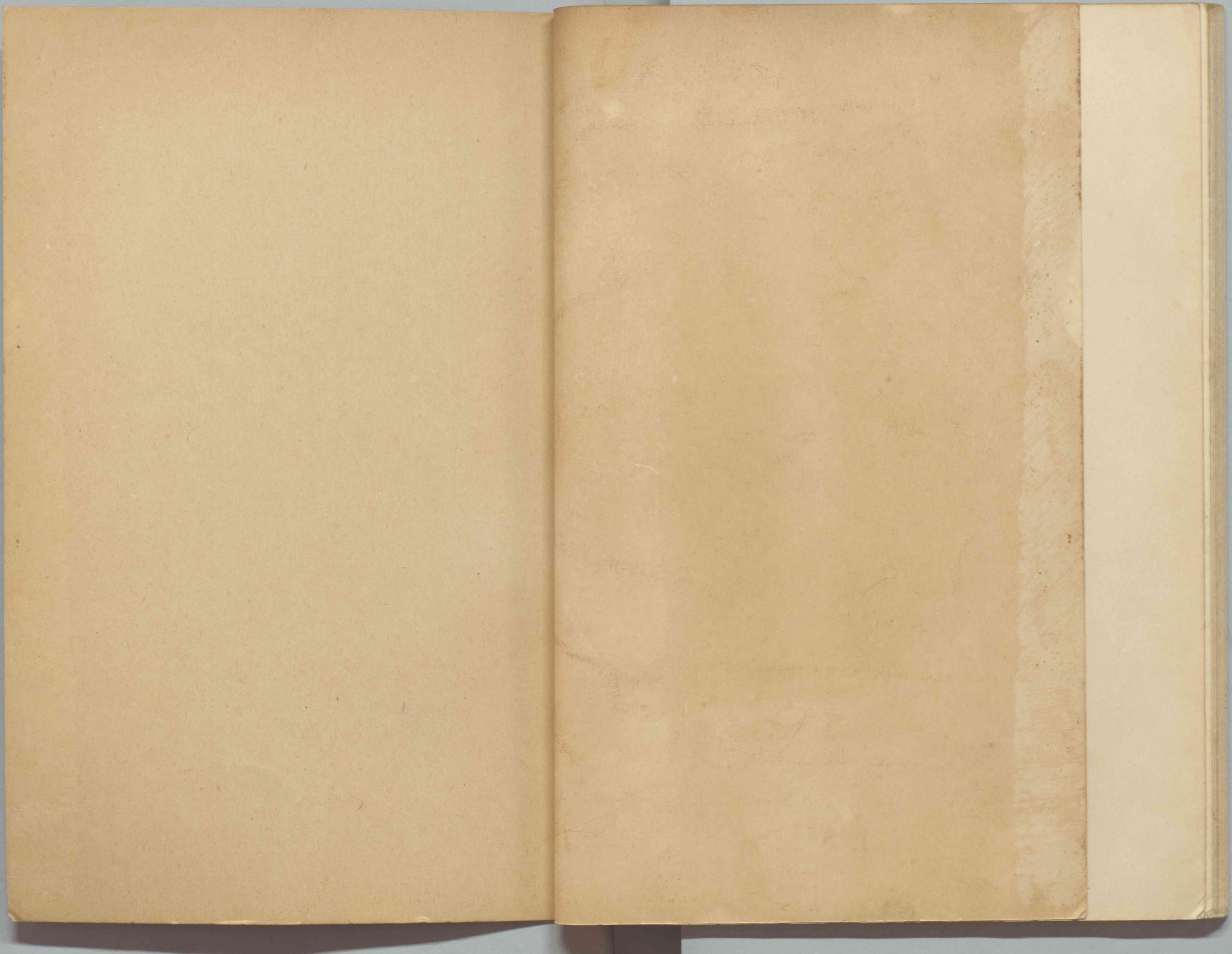
以上に於て財政上の基礎となるべき諸事情を説明せるが、次に中心問題たる租税政策の説明に入ること、なす。

ドイツの財政に関する立法一覽表

年 月 日	法 律 名	摘要
國 豫 算 施 行 法		要
一九三三、三、三〇		
一九三三、六、二八	一九三三年度國豫算法	
一九三三、三、二三		
一九三五、三、二九	一九三五年度國豫算施行法	
一九三五、二、一大	起債権賦與ニ関スル法律	







甲

館
藏

群馬県立図書館



0706401-7